

平成21年第1回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成21年3月9日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成21年3月9日(月曜日)

午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第30号 平成20年度利根町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第3 議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第4 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第30号
- 日程第3 議員提出議案第1号
- 日程第4 休会の件

午前10時04分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに、本日の会議を開きます。

議長(岩佐康三君) 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

町長及び議員から追加議案が提出されておりますので報告させます。

議会事務局長吉浜昇一君。

〔議会事務局長吉浜昇一君登壇〕

議会事務局長(吉浜昇一君) 本日、町長及び議員から追加議案が提出されましたのでご報告いたします。

議案第30号 平成20年度利根町一般会計補正予算(第6号)、議員提出議案第1号、利根町議会委員会条例の一部を改正する条例。

以上で、ご報告を終わります。

議長(岩佐康三君) 報告が終わりました。

審議に入るに当たり、本日提出されました追加議案の説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。

本日も審議をお願いする追加議案は補正予算1件でございます。

議案第30号は、平成20年度利根町一般会計補正予算（第6号）で、歳入歳出それぞれ3億5,721万4,000円を追加し、総額を58億9,291万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、定額給付金などの経済対策や生活支援事業を行うためのものでございます。

以上、追加議案の概要についてご説明申し上げましたけれども、詳細につきましては、担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（岩佐康三君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

暫時休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時08分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

8番（佐々木喜章君） おはようございます。佐々木喜章でございます。

通告順に従いまして、井原町長の町政運営につきまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、現在、社会を取り巻く情勢は、アメリカの金融問題から端を発し、100年に一度といわれる大不況と金融危機に見舞われ、大企業の倒産、工場の閉鎖など、年が明けても一向によくない経済状況に、暗い話題ばかりで、国民は不安な日々を送っております。さらに、追い打ちをかけるように、国会議員、しかも野党第一党党首である小沢代表の第一秘書の逮捕というショッキングなニュースから始まり、違法政治献金の問題で、その疑惑がほかの国会議員にも広がっていることが、毎日、新聞紙面をにぎわせており、国民の政治に対する不信感や不安感は募るばかりです。

我々は、地方の小さな町の一議員であります。住民の信頼回復のため、政治に携わる者として、責任ある態度で物事に取り組む姿勢が何より大切であると実感いたしております。

ます。

それでは、質問に入らせていただきます。

先日、町長より、施政方針について細部にわたりご説明をいただいたところではありませんが、あえてもう一度町長にお伺いいたします。

井原町長は、平成17年7月に、龍ヶ崎市との合併について、平成19年4月新市でスタートを公約に、前町長との選挙戦に見事勝利をおさめ当選いたしました。あのとき、2年で合併します。もし合併できなければ、その時点で私は町長をやめますとまで言い切り、みずから合併までの道筋を明確に公表したことで、多くの町民の信頼を得たものだと考えます。そこまで明確に期限を切って公表されたことにより、万が一2年で合併できなくても、1期4年で具体的な方向づけがされるものと私も信じておりました。あと、数カ月で任期は満了となりますが、龍ヶ崎市との合併は、皆さんご承知のとおり、非常に厳しく、遠いものとなりました。

先日、自宅の部屋を掃除していたら、4年前の井原町長の選挙公約を書いたパンフレットが出てきました。その中には、17年度に実行することとして、財政破綻を回避し、町民生活の向上を図ります。具体的には、として、財政再建プランの公表、福祉教育面で行政にかわり効果が出ている各種団体の事業（補助金）見直しを図ること。3番目として、住民が日常、支障を来している小さな問題も迅速に対応するシステムづくりに努めること。子供を健やかに育てる環境づくりを強力に推進することとなっています。

平成18年度に実行することとして、住民の願い、合併を強力に推進します。具体的には、一つ目として、住民の皆さんの声と総意を前提とした合併を実現させます。として、国県への合併推進指導要件の緩和を強力に要望します。として、町税減収の中にあっても、住民福祉の維持に努めます。

19年度は、新市でスタートとなっていて、19年度は、暫定予算で対応し、年内に新市の本予算成立。2番目として、毎月の水道料金が合併によって567円安くなり、逆に合併しないと1,806円の負担増となりますと書かれていました。

それでは、平成19年度の施政方針を見なければいけないと思いましたが、龍ヶ崎市との合併は、一番最後に、行政、議会、住民が一体となって早期合併に全力で取り組むとなっていました。

2年で合併を公約していて、町長になったわけですから、19年度の施政方針ではなぜできなかったのか、これからどうするのか、明確に説明する義務があったのではないのでしょうか、それを行わずに町政に携わってきたことに問題があると思うのですが。いずれにしましても、1期4年の行政責任者として事務事業を執行してきたわけですから、4年間の公約に対する成果をお聞かせください。

次に、ことしの7月には町長選挙が予定されていますが、引き続き町政を担う考えでしょうか。

以上2点につきまして、町長の正直な考え方、ご答弁をお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

私は、4年前の町長選挙において、今、議員がおっしゃったように、私の政策スケジュールを発表いたしまして、住民の皆様方に訴えてまいりました。その中で、まず初めに、手をつけるものとして、17年度実施するものとして、財政破綻を回避することを申し上げてきました。

当時の財政状況から推移いたしますと、平成19年には赤字財政に転落することが予想され、当議会におきましても大きな議論となりました。当時の為政者は、公表すると混乱するというようなことで公表を避けてきた経緯がございます。しかし私は、住民に広く理解していただき、その上で、財政破綻の回避策を実行してきたところでございます。今、その成果が出てきたというふうに私は感じております。

さて私は常に、土地利用を高めることこそが第一であるというふうに言い続けてきました。利根町は、農地が大部分を占め、他は宅地であり河川であります。昭和50年代、利根町は、人口減少を何とか食い止めようと、ベッドタウン化を進め、大規模開発が進められ、一時期2万人を超えるに至りました。しかし今は、農地を農地以外に転用することには規制が厳しく、またこのような景気の悪い中では、たとえ転用しても、宅地化しても、完売となりますと到底無理だというふうに思っております。

その中で、息の長い話ではありますが、若草大橋周辺の土地利用、また町が所有している公共用地等の幅広い利活用、また創出に力を入れ、特に児童生徒の減少する中で、学校を統合し、そこで用地を生み出すことで利活用して持続ある自主財源の確保に結びつけていこうというふうに考え、既に実行してきたところでございます。

学校の跡地利用につきましては、茨城県との協議の中では、容易に用途変更ができる、事務手続も進むというふうに思っておりましたけれども、住民からの請願が提出されたことにより、都市計画マスタープランなど、再度住民の声を反映させた上でという指導がございましたので、一から手づくりで作業を進め、やり直したということでございます。住民の方々には、夜遅くまで熱心にご意見を、またご審議をいただきましたこと、改めてお礼を申し上げたいと思います。

このため、少し時間を要し、おくれましたけれども、目鼻はついたというふうに感じております。今後は、県による公聴会を開催いただいて、国の同意が得られて、そして知事が決定し、初めて用途の変更がされ、幅広い利活用ができる土地に生まれ変わるというふうに思っております。少しでも、町が元気になるように、自主財源の確保が図られるよう

に努力してきたところでございます。

この件と並行して、集中改革プランに基づき、行政改革を断行し、事務事業の見直しを行い、歳出削減に努めてまいりました。主な取り組みといたしましては、平成18年行政改革機構の改変と、グループ制を導入し、これまで24課54係あったものを12課25グループに再編し、簡素で効率的な行政組織にいたしたところでございます。24人の課長がいてそれが12人になったわけですから、いろいろ摩擦もございます。また言われました。自己中心的だと、エゴだという声も耳にいたしました。しかし、そうすることによって、町が生き残り、職員のやる気を引き出す、起こさせた、そのように期待したところでございます。今は、期待どおり、一生懸命行政に取り組んでいる姿を、議員も目にしていると思います。

19年度においては、中学校の統合を果たしました。財政的な面、あるいはまた教育環境の充実を図るためでございます。また、20年には、布川小学校と太子堂小学校、そして文間小学校と東文間小学校の統合を実施してまいりました。地域住民のご理解に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さらに、保健センターと福祉センターを統合し、保健福祉の中核施設とし、地域包括支援センターを設置し、介護予防の推進を図り、フリフリグッパ体操や、シルバーリハビリ体操などの普及を図り、高齢者の健康増進に努めてまいりました。また、旧保健センターは、町民の健康増進と町民の自主的な社会貢献で活動を支援する町民健やか交流センターとして活用しているところでございます。

4年間、いろいろと変化を求め、改革をし、町民の皆様にとって、利便性、またサービスの向上につながるよう配慮してきたところでございます。変化を求めない人もいます。しかし、前進ある変化、改革であるのご理解をいただきたいと思います。このかいあってか、今年度21年度予算は、自主財源である町税で1億3,581万円減少し、さらに地方消費税、自動車取得税など5,600円減額となりましたが、住民のサービスを低下させることなく、むしろ安心して暮らせる人に優しいまちづくり、特に子育て支援など、さらなる充実を図ることができたところでございます。

また、目的基金の歳入予算への財源につきましても、20年度予算と比較いたしまして、1億3,946万4,000円少ない3億9,012万2,000円で済みました。また、財政調整基金は、39万7,000円と、ほとんど手をつけることなく新年度の予算を編成することができたところでございます。これも町民の皆様方の行政改革に対するご理解、そして痛みを分け合ったことによる成果だと感じておるところでございます。引き続き気を張って、さらなる改革を進め、健全財政を目指し、町民の安全、安心の確保に力を注いでまいります。

次に、合併について申し上げます。

龍ヶ崎市との合併は、住民の大きな要望であり、願いであります。このため私は就任した翌日から行動を起こし、何度も市長にお会いし、破綻した合併についてもう一度議会にそして市民の皆様方に、利根町との合併についてお話をさせていただきたいということで誠

心誠意懇願してまいりました。

しかし、合併協議会が破綻したこと、また市議会をもそれを認めたことなど、市長の口からは返事はいまだにいただいております。町議会におきましても、合併を推進する議決、また合併を推進する意見書など、市長に提出したことは議員も承知のとおりであります。悶々とした日が続きましたが、町民の方々の温かい声援もございまして、また、県の積極的な支援もありまして、龍ヶ崎市も軟化し、将来の枠組みは龍ヶ崎市、牛久市、そして利根町との考えを引き出し、また、市民の合併の醸成など、そして今は合併特例債が廃止されたこともあって、お互いに、財政の健全化に取り組んでいこうと、努力していこうという考えを示していただいたところでございます。

思い起こしますと、利根町から合併を申し入れ、そして順調に進んでいた合併協議の中止を申し入れ、そして欠席を続け、合併協議会を解散に追い込んだ一連の行為は、私は利根町側にあるというふうに認識しております。このような行為について、龍ヶ崎市の市長も、また市議会も、そして市民も、だれ一人として許されるべき行為だと理解する人はいないでしょうし、そのような考えは利根町にもないというふうに思っております。疑心暗鬼の中で、茨城県の仲立ちがあって、龍ヶ崎市側から、合併の話は出さないという注文はつきましたが、茨城県と龍ヶ崎市、利根町、三者での勉強会が開催され、今ではそれぞれの政策について交換会に発展しているところでございます。いずれ合併という言葉が会議の中で出ることを私は期待をしております。

一度壊れたものをもとの形に戻す、形があれば復元はできるでしょうが、8万人を擁護する市長が害した心象をかえることは、また変わるとは私は思っておりません。心に傷を受けたのは、市長のみならず、市議会の議員、そして多くの市民の心の中にあると感じています。時間が必要です。時間をかけて良好な関係を築いていく努力を続けてまいりたいと考えます。

昔の話になりますが、桜田門外の変、これは安政7年3月3日、1860年3月3日でございますが、江戸城桜田門外で、水戸浪士が彦根藩主、ときの大老井伊直弼を襲撃し、暗殺した事件がありました。この事件以来、水戸と彦根が和解をしたのはいつだと思えますか、親善都市提供を結んだのは昭和に入ってからです、昭和45年のことでございます。水戸から梅を送りました。私はこの梅の木を見てまいりました。実に事件発生してから111年後、1970年に和解がされたわけでございます。このように人の心の傷の修復は、恨みは積年となって残ります。そのようにならないように、誠心誠意努力しているところでございます。ご理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、水道事業の県南企業団への統合であります。

この政策の方向転換につきましても、就任した翌月に、龍ヶ崎市長、牛久市、取手市に伺いまして、文書をもって企業団への統合加入を申し入れてきました。それまでの町の方針は、井戸水と企業局からの水をブレンドし、町単独で経営していこうとするものでござ

いました。そして管理塔といいますが、施設を改修しようとするもので、工事費が20億円とも30億円ともいわれるものでございました。そのような多額の資金を投資し、町で経営するよりも、いずれ井戸の水は枯渇する、将来への飲料水に安定的確保と供給を考えて、統合に踏み切ったわけでございます。

統合することにより、コスト削減を初め、水道料金の値下げにつなげることができます。この3月中には、正副管理者の話し合いがもたれるというふうに聞いております。期待をもって両方であることを私は願っているところでございます。

改革をする、大きく政策転換を図ることは、将来を見通した勇気と決断を要します。それを実行してまいりました。予断は許されませんが、もう一步のところまできたと認識しているところでございます。ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、農業の振興についてでございますが、利根町は、農業を基幹産業としていますが、基盤整備が非常におくれています。私は、これまで利根東部地区、利根地区などの事業すべて手がけてまいりました。その中で、営農組合を立ち上げ、営農を考え、汎用化水田を考えてまいりました。つまり、稲作と畑作を交互に行うことができる条件を備えた水田づくり、つまり基盤整備事業の推進に取り組んできたところでございます。しかしまだ、町全体の半分しか事業が進んでおりません。

今度始まる北部地区基盤整備事業は、利根地区よりも早く事業を立ち上げました。しかし、ごみ処理場建設事業と相まって、事業を中止し、また洪水など不幸が重なりましたが、私になってから再び推進し、地権者の同意が得られましたので実施をするものでございます。

農業を考える上で一番大事なことは、営農であり、担い手であります。農家にとって田畑は個人の財産であり、食糧生産地、また生活のもとであります。相続とは違った意味でも、財産である生産地を引き継ぐ人は、その家の者であったわけでございます。しかし、それでは担い手がいなくなることから、集落内で気心が合った人同士が集まり、営農集団、つまり組合を組織し、その中から担い手になる人、農業で生計を立てていく人にその田畑の管理を任せるようになり、さらに進んで、現在は法人化へと結びついてきております。現在2法人と営農組合、また認定農家が汗を流しているところでございます。

北部地区につきましても、これら組織を設立し、安全安心して口に入れることができる農作物の供給地を目指し、町基幹産業振興に取り組んでまいりたいと考えます。文地区、布川地区につきましても計画をしてまいります。

幾つか申し上げましたけれども、全体的に成果は上がったというふうに感じております。県の方へも気軽に相談もできますし、やっと町の悪いイメージを払拭させることができたというふうに私は感じておるところでございます。

次に、引き続き町政を担う考えがあるかとの質問でございますが、今、成果の中で申し上げましたように、合併あるいは水道の統合、農業の振興、そして企業立地促進基本計画

も、年度内には認められる見込みであります。将来の自主財源の確保など、その道筋が今やっと見え初めてきたところでございます。いろいろな垣根を取り払い、一步一步確実に前進しているというふう実感をしているところでございます。

施政方針の中でも申し上げましたが、私は多くの町民の皆様方の町政に対する熱い思いを肌で感じております。まちづくりは人づくり、人が輝けばおのずとまちは輝きます。また今、どんなに苦しくても、本舞台は常に将来にありという希望をもって、また必ず住みよい元気になる町にするという強い信念をもって、町民の皆様方とともに町政に邁進していく覚悟でございます。どうかご協力をいただけますように、お願い申し上げまして答弁といたします。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君。

8番（佐々木喜章君） ただいま井原町長から、4年間の公約に対する成果と次期町長選への出馬につきまして、ご答弁をいただいたわけではありますが、再質問をさせていただきます。

まず、龍ヶ崎市との合併につきましては、やはり市長との対話は少なかったのではないのでしょうか。去年までの3年間の市長の業務日誌によりますと、公式には3回、非公式に5回、合計8回、3年間で8回です。この回数で合併の話し合いができるのでしょうか。龍ヶ崎市のある市議からは、佐々木さん、3年で七、八回しか来ないよと、これじゃ合併の話はできないのじゃないか、といわれました。やはり龍ヶ崎市にも事情はあると思いますが、直接会って話し合いの回数をふやさないと話は前に進まなかったと思います。

また、町長は選挙のときに、合併の話で総務省へ行ってきましたら、総務省の課長さんから、井原さん、バッジの色を変えてきなさいよと、バッジの色が変わったら改めてお話をしましょうよといわれました。ですから、私は町長になって、総務省へ行く必要がありますと何度も街頭で訴えておりました。バッジの色が変わって総務省へは行って合併を推進してもらえるようにお話はされたのでしょうか。ぜひ伺いしたいと思います。

もはや、今となっては、龍ヶ崎市は、利根町との合併は考えていません。合併の時期を大きく逃してしまった以上、これからこちらから声をかけても無理だと思われれます。ではどうすればいいのか。このままでは積立金なども底をついてしまいます。私はこの状況を打開するためには、利根町が自立しなければならないと考えております。そのためには、町民の力をかりて、ほかの市町に負けないよう、自立の道を構築したい、構築していかなければなりません。その上で、改めて、龍ヶ崎市、またはもとの北相馬郡、現在は守谷市、取手市となっておりますが、こういうところとの広域合併も構想に入れて、対等に話ができるよう力をつけなければならないということに尽きると思います。そこで、井原町長は、市町合併についてどのように考えているのでしょうか。

次に、出馬するとのことですから、利根町の将来、合併しかり、まちづくり、あわせて具体的にお聞かせください。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えを申し上げます。

市長との合併についての件でございますが、市長との対話が少ないということでございますが、ご指摘でございますが、確かに公式には少ないかもわかりませんが、やはり公式でないところで会ってございますし、まだ、一部事務組合、3組合があります。その中で、管理者会議等あるいはまた定例議会と年に2回あるわけです。それがですから合計合わせると通常で6回ある、そのたびにやはり市長とはちょっと残っていただいて、会議後に残っていただいて、合併の話をしていただいております。

しかし、先ほど申し上げましたように、その心の傷というのは、なかなかいやせない。しかしここで絶やしては、将来とも合併の道は閉ざされるということから、私の方から常に話をさせていただいております。

また、総務省等の件につきましては、私ばかりではなくて、ここにおられる岩佐議長も同行していただきまして、直接係員とこの合併、いわゆる特例債の件についてお話をしてみいました。しかしながら、17年の3月31日で切れた旧法は、もう適用できないということございました。

普通の法律でありますと、経過措置というのがございまして、その以前にその交流があった、あるいはそういう業務が続いているということに対しては、まだ新法でもそれを取り上げていただくのが普通の法律なのですけれども、この合併特例債については、それは認められないというようなことございます。

ただ、私が行ったときとの係はちょっと違ってございまして、大変残念だなというふうに思っております。そういうことで、議員ご指摘のように、当分の間は、龍ヶ崎市も特例債がなくなったことによる自主財源の確保、お互いに財政再建といいますか、自主財源の確保に向けて努力していこうよというようなお話でございましたので、私も自主財源の確保に、先ほど申し上げましたように、いかにしたら町の幅広い土地利用ができるかというようなことで、小中学校等の統合等、そういったことからの用地を生み出し、また先ほどもちょっと触れておきましたけれども、つくばみらい市、取手市、そして利根町との3市によるところの企業誘致等にも今踏み込んだところでございます。これも3月中には国の承認を得て、町が今度は誘致活動に力を入れることができるというようなことございまして、そのために、この課の設置条例等、そういったところに力を入れようというようなことでの課の編成等を行ってきたところでございますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君。

8番（佐々木喜章君） 3回目の質問をさせていただきます。

課等設置条例、私は反対の、座っていましたけれども、なぜならば、広域推進室は、合

併とか町の空き地、有効利用するための、一生懸命そこで働くための課だと、最初説明を受けたような気がしました。それでまたそれを廃して、企画に入ってくると、そうするとやはり課長数が少なくなって、だれが落ちるのだろうか、そういうもので指揮が、私は落ちるのじゃないか、職員のやる気がなくなるのじゃないかと思って座っていたのですが。

私思うに、そういう大事な部署なわけで、これからの利根町、本当に有効利用しなければならない土地、また合併に関しても、そういう課があってやる気を出していけるのかなと感じておりました。

今町長からいろいろ私も言いにくい質問をたくさんしましたけれども、いろいろ答えてくださりましてありがとうございます。今回質問した井原町長の町政運営につきまして、利根町の将来を託せないという思いが否めません。なぜなら、2年で合併を公約として、町政を執行しながら、合併に対する強い姿勢が認められなかったこと、施政方針では立派なことを掲げておられますが、とても信頼はできません。

私は、当初から、一般質問等でもくどいほど口にしておりました。町長は龍ヶ崎市との合併に関する話し合いの内容や進捗状況を逐一住民に報告し、相談すべき立場であったと思います。住民の説明責任を怠ったといわれても仕方のない町長の態度には、前町長と同じだ、あるいはもっと悪いと私はところにへ寄せられている住民の声は最悪のものです。頑張っても頑張ってもそれでも断られたという状況だったら、こんな声は出なかったと思います。残念ながら、町長の姿勢に頑張りというものが見受けられません。

私は、リーダーシップとは、何でも1人で決めるのではなく、ほかの人の意見、または話し合いをして、そして最高責任者である方が決断するものだと考えております。最後にいま一度、井原町長の考える利根町の将来像をお聞きしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、課設置条例について、議員は、反対されたというようなことで私も承知しております。しかし、この広域推進室を廃止いたしましても、その職員がそっくりまた違う課に移って、今度は以前のその職員よりも、グループ制をしいてありますから、より多くの職員の中でその業務が遂行できるという点では、私はいいいというふうに思っておりますし、今回初めて業務の中に企業誘致に関することという言葉を入れさせていただいたことは議員も承知のことと思います。これは利根町の初めての文言でございまして、それだけ私が自主財源の確保がいかに大事であるかと、そして利根町の土地利用をいかに図っていくかということに力を入れているということをご理解いただきたいというふうに思っております。

また合併につきましては、先ほど申し上げましたように、何といたしますか、今までの流

れを、町民の皆さん方も議会の皆さん方も知っていると思うのですよ。私ばかりではなくて、だれでも最初は1年ぐらいで合併できるのじゃないのかなというふうに思われた方も多いと思いますよ。私も実はもっと早くできるのかなという感じはしておりました。この認識は確かに甘かったと思います。

しかし、今、冷静に考えてみると、市長あるいは議会、市民が負ったその傷、これの傷のいやしというのはなかなかできない。そのために、こっちから常に誠意をもって話しかけていって、その会話が途切れないように今続けているところでございますので、ひとつご理解のほどいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を11時からといたします。

午前10時49分休憩

午前11時01分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番五十嵐辰雄君から多少おくれるとの申し出がありました。

引き続き一般質問を行います。

2番通告者、13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） おはようございます。

2番通告若泉でございます。

今回は、私は、ごみ問題について質問させていただきます。

ごみというものは、人が生活する上では毎日出るものでございますので、今、町も大変にごみ問題に関しましては一生懸命やっているところでございます。きょうは大変傍聴者の皆さんも多く来ていますので、皆さんもぜひともこのごみ問題につきましては、深いご理解をいただきたいと思います。

それでは、質問させていただきます。

ごみ処理場及びごみ処理基本計画について質問させていただきます。

龍ヶ崎市、利根町、河内町の1市2町で、平成11年に建設されたクリーンプラザ・龍が稼働されてから、早いものでことして10年になります。

以前、龍ヶ崎市、牛久市、利根町、河内町の2市2町で使っていた城取清掃工場では、ダイオキシンの問題、また生ごみも完全燃焼できず、燃え残りを東北地方へ搬送していたこともありましたが、現在の処理場ができてからは、ダイオキシンの心配もなく処理されておりますが、その反面、建設した金額180億円、そのうち利根町の負担額は40億円弱となりました。平成26年まで、毎年3億円弱のお金を支払っていかねばなりません、

環境施設整備基金も残り少なくなり、12月議会では、目的基金の利根町国際交流基金を廃止し、利根町環境施設整備基金へ積み立てたことは、まだ新しいことでございます。

また、利根町廃棄物減量等推進審議委員会の中で審議され、12月12日に町長に答申書が提出され、ごみ処理基本計画が作成されました。これからは町として、町民の皆さんとともに、1、発生抑制、2、再使用、3、再生利用と、3Rに取り組んでいくことと思えます。それに加えて、ごみ袋、粗大ごみの料金の見直しも考えなければならないと思えますが、下記のことについてお伺いをいたします。

一つ、平成26年まで建設費を払っていきますが、利根町分として、年間の支払い額を明確にお願いしたいと思います。

一つ、平成22年以降、基金が足りなくなると思いますが、今後の考え方をお伺いいたします。

一つ、現在1枚20円のステッカー、また1袋20円のごみ袋の値上げの額また時期は、お伺いしたいと思います。

一つ、業者が出しているごみは、現在一般家庭と一緒に区別されていないようだが、この業者と違いますのは、私の場合、例えば、飲食店とかそういうのを指しております。今後の考え方をお伺いいたします。

一つ、旧城取清掃工場の現状と今後のかかる経費は、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

一つ、ごみ処理基本計画の中に、3R推進を基本原則としているが、今後町民の皆さんに理解していただくための周知の方法を伺いたいと思えます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、平成26年度まで建設費を支払っていくが、利根町分として年間の支払い額は幾らかというようなご質問でございます。

毎年、塵芥処理組合への支出額は、建設にかかる償還金、また関連事業の負担金、運営にかかる分担金、城取清掃工場跡地整備の負担金がございます。この中で、建設負担金につきましては、平成21年度から平成23年度までは、毎年2億4,687万4,000円、平成24年度が2億2,284万3,000円、平成25年度が1億4,097万5,000円、そして平成26年度が4,156万9,000円となっております。26年度で建設負担金は終了いたしますが、関連事業負担金と運営負担金は残りますので、約1億5,000万円はその後引き続き支払いが生じるということになります。

次に、平成22年以降基金が足りなくなる際の考え方でございますが、議員ご指摘のとおり

り、平成26年度まで塵芥処理場建設負担金を負担していかなければなりません。この建設負担金につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、平成21年度からは、施設の維持補修のための費用にも負担がふえてきております。このようなことから、今後なお一層の経費の削減に努めるとともに、今まで塵芥処理組合負担金の財源手当をしてきたように、年度ごとの余剰金を環境施設整備基金に積み立てて対応し、なお財源が不足するような状況になったときには、財政調整基金を充てて対応していくという考えであります。

続きまして、現在、1枚20円のステッカー、また1袋20円のごみ袋の値上げの額、また時期はというふうなご質問でございますが、広報紙等で周知しておられると思いますが、昨年12月に策定いたしましたごみ処理基本計画に基づき検討を重ねているところでございます。ごみ袋料金につきましては、そのもととなる一般廃棄物処理手数料指針案を作成中でございます。

今後におきましては、ごみ排出量の削減効果や、町の財政面など住民の必要性を考えながら、住民の有識者で構成しております廃棄物減量等推進審議会での審議や広報等を通して、住民にお知らせし、ご意見等をちょうだいしながら、方向性を見出して、平成22年の実施を目指していきたいというふうに考えておるところでございます。粗大ごみにおきましても、個別回収等の実施なども視野に入れ、検討していきたいと考えております。

次の事業者が出しているごみは、現在、一般家庭と一緒に区別されていないようだが、今後の考えはというご質問でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項には次のように記載されております。その事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないとされております。

事業者は、町の収集運搬許可業者に委託してごみを処理するか、または、みずからの処理施設にごみを運搬し、処理するかということになります。そのため、まちの集積所には、原則出せないこととなっております。

今年度、小売業者を対象に実施したアンケート調査の結果では、47.4%の事業者が家庭ごみとあわせて出していることが把握されたところでございます。この原因の一つといたしまして、法律の周知不足が考えられ、現在周知を図っているところでありますが、今後、ごみ処理基本計画の推進においても事業者との話し合いの場を設けていく予定でございますので、事業者の方から事情を伺いながら、ご理解ご協力を求めていく考えであります。

次に、旧城取清掃工場の現状と、今後のかかる経費というご質問でございますが、平成14年、15年2カ年事業で、施設の解体工事を実施いたしました。平成16年、17年度におきまして、環境保全対策事業を行い、現在に至っているところでございます。また、経費につきましては、平成21年度から平成26年度までに約8,400万円の支払いがございます。これは後から係の方から細かく説明があると思いますが、埋め立て地の井戸の水質検査等を行っているということでございます。

最後のご質問の、ごみ処理基本計画の中に、3R推進を基本原則としているが、今後町民の皆さんに理解していただくための周知方法は、ということですが、現在でも、ごみを出さない、物を繰り返して使う、再び資源として利用するという3Rにつきましては、何度も広報やチラシで周知してきたところですが、これからも、さらに周知していきたいと考えております。

さらには、ごみ袋料金の見直し、3Rに関心を持っていただく大きなきっかけになることは確実であるというふうに考えております。このために、料金の見直しとあわせて3Rの推進や、循環型社会形成の理解について、広報等でお知らせをし、意見をちょうだいしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、若泉議員の質問にお答え申し上げます。

城取工場の件でございますけれども、それでは、補足してご説明申し上げます。

先ほど町長が言いました城取工場の負担金ということでございますけれども、ちょっと詳しくご説明申し上げたいと思います。

若泉議員言われたとおり、ダイオキシンの問題で、城取工場が環境上よろしくないということで、新たに1市2町で龍ヶ崎の塵芥処理組合ができたという経緯がございます。それに伴いまして、周辺……。

13番（若泉昌寿君） 1市ですか2市ですか。

町民生活課長（高野光司君） 1市2町で新たに龍ヶ崎の塵芥処理組合ができたところでございます。その背景には、先ほど若泉議員が言われたとおりのダイオキシンの問題があったということでございます。

それで、その施設の解体事業が、平成14年と15年の2カ年で実施したところでございます。その事業費が3億8,500万円ほど経費がかかってございます。最終処分場の環境保全対策と先ほど言いました8,400万円の件につきましても、平成16年、17年ということで、8億8,987万5,000円という金額がかかってございます。その経費が、先ほど説明しましたとおり、利根町では平成26年まで償還が行われるということでございます。

そのほかに、キャッピングといいまして、埋め立てしてある廃材ですか、ごみがほかに流出しない、環境に障害をしないということで、コンクリートで固めたということでございます。

あと地下水の方の検査も必要でございますので、いかにごみがキャッピングしてあっても、地下水に影響があるのだろうということで、井戸を何本か掘ってございます。その検査試料が毎年施設を維持するためにかかっているということでございます。それが年間123万4,000円ほど毎年かかっていると、施設については、償還が26年で終わるということ

でございます。これについて、構成団体は龍ヶ崎市、牛久、河内、利根で償還していくと、維持管理についてもその2市2町で維持管理をしていくということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、第1点目の平成26年までの建設資金ですね、それを答弁ありましたが、平成21年から23年までが2億4,600万円、それから、24年も2億2,000万円、25年になりますと1億4,900万円、25年までは結構支払いがかかっています。それでようやく26年になりまして、4,156万1,000円、26年までこの建設費というのが当然利根町分として払っていくわけなのですが、町長、先ほども言っていましたけれども、以前に、企画財政課長が言っていましたけれども、このクリーンプラザ・龍が建設されたのが平成11年なのですよ、それで金額が180億円かかる、そのうち建物が140億円、ごみを燃すために温度が約1,300度くらいになっている、そのくらいの温度で燃やしている、ですから当然ダイオキシンも出ないで、安心して焼却できる、そういう仕組みです。

しかしながら、平成25年がちょうどその耐用年数というか、そういう中間点になるらしいのです。そうしますと、結局中の炉を初め、施設等がやはり修繕というか、また炉などはかえなければいけない、そういうときが平成25年に来る、これは企画課長がそのようにおっしゃっていました。そのときに、これは業者の話なのですが、業者の話では、全体で約100億円くらいかかるだろうと、財政課長我々議員の前でおっしゃっていました。100億円はかからないといっても、80億円とか何かそのくらいはかかるのかな、あくまでも業者は上乘せして言っているのしょうから、80億円かかるとしますよね。

そうしますと、平成26年で、建設資金はようやくこの利根町分として終わる。ああ一安心だなと思ったら、今度は、結局その中の炉の取りかえとか何かで改修も含めてその金額がかかるということになりますと、まだ利根町分としても出していかなければならない。大体この割合が、龍ヶ崎市は人口8万抱えています。当然割合分が大きいですから、大体68%くらいです龍ヶ崎、利根町においては20%、21%、河内町が10.6%、そのくらいの割合で結局出していかなければいけない。そうしますと、例えば80億円のものがかかるとしたら、そのうちの大体20%強、これは利根町分でもたなくてはならない。

ということは、ごみを毎日毎日結局利根町から出していくわけですから、それを処理するためには、今のクリーンプラザ・龍、それが稼働している間は、この利根町分は、利根町としては大変なお金がかかる、そういうことになります。

さらに、私、冒頭に言いましたけれども、この建設資金がもう底をついてしまった。26年まで支払う建設資金、それが今現在、ここに別個に積んであるならまだそれはいいのです。今現在もうことしないわけです。さらに来年度分はどこからか結局それを回してこなければいけない、そういう財政上苦しい状況になっているのが今このごみ処理場の問題な

のです。

ですから、行政はそれよくわかっていますから、何とかこのごみ処理、ごみを減らす、住民の皆さんにも理解していただく、そういうことでやっているのが今一生懸命町もやっている、それは私もよくわかります。ですから、これは本当にやってもらいたい。

先ほど、町長の答弁で、基金が足りないときには、財政調整基金から回すと、そのように言ったと思いますが、本当に回せるのですか、私はなかなか無理だと思います。今現状、一般会計予算を組むに当たりまして、財政調整基金の方から回しているような状況なのです。21年度は昨年度より少なくなっています。しかしながら、財政調整基金だってそれすら裕福にあるわけではないのですから、現に、この建設資金支払うために、要するに国際交流基金、これを廃止してこちらに回すと、それほど苦しい現状なのですから、本当にこれから26年までの返済というものは大変だな、そう思います。

これから、行政としては、もうこれは支払っていかなくてはいけないのですから、何としてもこれはどこからか工面してやっていく、そういうふうになるとは思いますけれども、それにも何よりも、やはりそのごみ、毎年毎年結局建設資金のほかにも、先ほど町長言っていましたけれども、何の負担金とか、それから維持費とか管理費とか、そういうものがかかっていくわけですから、そういうものを少しでもかからないようにかからないようにこれが結局、それがまずごみの減量なのです。そういうことで、これからもやっていただきたいと思います。

次に、基金の方なのですが、基金、これは一般会計から出すということはまずちょっと私の思うのには無理かなと思います。そうしますと、私、思いますのには、いよいよ足りなくなったときどうするのだ。利根町にも基金ありますね、いろいろな基金、先ほど私も言いましたけれども、国際交流基金、あれも一つの基金です。そのほかにたくさんあります。ここに基金の表がありますけれども、この中から取り崩していかなければいけないのかなと思うのですが、一つここで私質問したいのは、今後、この基金を当てにしないでともやっていかれる見通しがあるのかないのか、その辺を一つこの基金問題ではお伺いしたいと思います。

それから、旧城取清掃工場なのですが、これは本当に、以前は完全燃焼できない、半分ぐらいしか燃えない、そういう状況ありましたね、それで結局、龍ヶ崎と河内と利根町と、1市2町で今のごみ処理場を建設したわけなのですが、もう今はそういうダイオキシンの問題もありません。ですから、町から出たごみ、これは当然何の問題もなく焼却されています。そういうことで、今までは、本当に新利根の住民の方にも迷惑をかけていたと思いますが、それはそれで今実際にはかかってはいないと思います。

ただ、後の処理、先ほどお伺いしたところ、何とか、16年、17年で工事をやりまして、なりました。これからは、要するに、キャッピング工事も終わりましたので、コンクリートで埋めたと思うのですが、それも終わりました。あとは、21年から26年まで、これは

8,400万円、この維持費がかかります、これもまたお金の問題になってきますけれども、これも大変です。でもこれも何とかしなければいけないと思うのですが、大変なことには間違いないと思います。

そこで私一つ聞きたいのは、この旧城取清掃工場、今現在は、住民の皆さん、城取工場の周りの住民の皆さんの苦情とかそういうものは一切ないのか、もしあるのであれば、ということであるのか、それをまずお伺いしたいと思います。

それから、今高野課長が言っていましたけれども、井戸を掘ってある、それでその水質検査をやる、これは毎年というか、ある程度永久的かそういうことでやっていくと思うのですが、これはいつごろまでやるのか、10年とか20年とか、それとも半永久的にやっていくのだよとか、そういうところちょっとお伺いしたいと思います。

それから、ごみ処理基本計画、3R推進、本当にこのごみ問題に関しましては、今建設資金並びに維持管理費、そういうの含めると、年間5億円弱のお金がこの利根町でかかっていると思います。ですから、ことしの予算は50億円切っておりますから、ですから10%、ごみ関係でかかっている。そういう勘定になります。大変なお金なのです。

そこで町も何とかしなければいけない、ごみも減量のしなければいけない、そういうことでこういう基本計画をつくりました。新春の「広報とね」の1月号には、ごみ処理基本計画の答申として出ています。毎月号に今ごみ関係の出ています。2月号にも、ごみ処理計画、こういうことで大きく出ています。また、今月号にも、ごみ処理、キューアンドエー、こういうもの、このごみはどうしたらいいのだと、住民がわかるように、このようによく住民の方に理解していただくために出ています。

このように、町は、町で決めたこと、町民の方に知っていただきたいと、これは本当に町一生懸命やっています。「広報とね」また別枠で皆さんにお知らせもしています。しかしながら、残念なことに、町民の方は、やはりよく見てくれないのですよね。ですから、こういう話よく聞きますよ、こういうことが町でやるのだよと、ええ、そんなの知らないよと、そんなのいつとか、そういう聞きます。しかしながら町は「広報とね」とかそういうこと知らせていますからね、それは私たちはわかっています。しかしながら、先ほど言いましたように、住民の方は全員の方が見てくれない、ただ見るにしてもささっと見てよく読んでくれない、ですから見落としちゃいます。

現に、この町、マスタープランとか何かいろいろなことをやりますね、それで4地区に分かれて、実際に説明会というの毎年やっています。それでその結果どうなのですか、4カ所集めてもせいぜい3けた到達するか、100ちょっとそんなものしか集まらない、それでは町民の皆さんに周知するといっても、これはなかなかできないのが現状なのです。ですから、今回もこのごみ問題に関しまして、町がよほど力を入れて住民の皆さんに周知してもらうために、町がよほど力を入れてやらなければ、やはり今までどおりになっちゃうのです。

ですから、ただこの「広報とね」、町長言っていましたよね、これでまたこれからも知らせます。確かにそれはそれでいいのです。それはそれでやって、また違う面で違う角度から周知してもらうためにやっていかなければいけない。例えば、各団地、各集落、区長さんをお願いして、いついつはどこの区、いついつはどこの集落、それで職員の方が2名ないし3名行ってそれできちんと説明してあげるのです。そのようにやらなければ、この周知というのはなかなかできません。

せっかく3R、そういうもの基本計画をつくっても、ごみを出す住民の方たちが理解してもらわなければ、これは何もならないのです。そういうところは、私は、今37でしたっけあるのは、その各集落、各自治会そういうものを通じてそれはぜひとも集会というかそういうの説明会をやっていただきたい。それには町民生活の職員の方では足りませんから、これは町の職員の方たちが全員協力し合ってやっていかなければ到底無理だと思います。そこで周知されて初めて住民の方も、ああごみ問題というのは大変だな、お金もかかるんだなと、じゃ我々も少しでも協力しようよ、そのようにもっていくのが、これは行政の役目だと思いますから、今の私の質問した点でちょっと答弁をしていただきたいと思います。

それから、現在1枚20円のステッカーと、ごみ袋のこれも20円ですが、今基本計画の中でもいろいろこういう話は出ています。それから値上げしなければいけないと、そういう考えも町はもっています。町長の答弁ですと、22年ごろからと、そういう答弁いただきましたけれども、これからいろいろ話し合い、そういうものもって住民の方ももちろん交えてやると思うのですが、具体的に、値段は幾らと、そういうものもお答えはなかったと思います。

はっきり言って、今も利根町の年間の維持費、業者に払うお金、それから負担金とかそういうもの入れたらば、恐らく1枚ごみ袋500円ぐらいにしなければ合わないのかなと思いますけれども、到底そういう金額にはこれはできませんから、ですからこれはせいぜい値上げしても、3けたにならない70円とか80円とか、その程度になるのかなと私は思っていますけれども、いずれにしても、20円から2倍、3倍とかそういうふうになると、町民の方の負担も大変に負担がかかります。しかしながら、そのくらいにもっていかないと、また結局これもやっていけないのかなと思います。そのくらいの値上げじゃ到底追いつきませんけれども、しかしながらやっていかななくてはいけない、そのように思います。

これから、これは住民を交えて十二分に話し合った結果、値段と、平成22年には実施されるのかなと思いますけれども、この点もよく話し合った結果、住民の方も納得いくようにお願いしたいと思います。

それから、今度事業者が出しているごみですね。町長言っていましたけれども、確かに条例ですか、そういうもの定めてあります。私も定めてあるというのは知っていますけれども、実際に、今は家庭のごみと一緒に出しています。1袋20円のごみ袋、さらにはステッカーそれで出しています。

確かに、条例はそのように定めてあっても、じゃ町の方からそういう事業者に対して今まではなかったのです。今回初めて3月17日ですか、その説明会を業者、事業者を集めて説明会をやる、そういうことが今度決まって実施されると思います。その中で事業者の方は、大方の方は出席してくれると思いますが、ですからその中でよく説明していただければ、事業者の方は、これは当然ごみを出すということはその利益を得ているわけですから、それはわかってくれると思いますから、それはよくやっていただきたいと思います。

しかしながら、先ほどの町長の答弁ですと、条例はこのように決まっているのだよと、でも事業者は、何にも言われなければ普通の家庭のごみと一緒に出しちゃいますよ。今まで町の方から、別に出してくださいよと、そのようなことはまず一度も事業者に対して言っていないと思います。ですから、今まで出してもこれはしようがないのかなと、それだけ行政が怠慢なんです。ですから、そういう点もしっかりと説明していただいて、事業者理解していただくような形の説明会にしていきたいと思います。もし、差し支えなかったら、その事業者に対しては、特にお金の面なのですが、どういう考えでいるのか、答弁できればと思います。2回目終わります。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、若泉議員の質問にお答え申し上げます。

修繕費の件があったかと思いますが、ちょうど平成11年度に建築いたしまして、15年が施設の維持費、できる期間、部品等が足らないのでなかなか修繕していくのは難しいだろうという、業者等から言われて、企画課長が、基金の件についての全協での話し合った内容かと思いますが、我々もそのときに数字を見て驚いたということでございます。

広域の中でいろいろ話し合う件でございますけれども、今広域では、施設の維持管理のコンサルタントを入れて、長期的にどのような改修をしていくのかということは今検討して、ある程度今年度中には目鼻だちがついてくるだろうという考えであります。それを従来どこの市町村、龍ヶ崎もあわせて数多くお金を支払っている、町は建設費で2億4,000万円、あと1億5,000万円は維持管理だということでもありますけれども、今それ以上に維持管理が必要だからといって1億円何がしの金を毎年出してくれといっても、到底今無理な話ですので、整備計画につきましては、償還が終わった26年以降、計画的に必要なところをやっていくと、施設の延命を図っていくという方向性で今協議を進めているだろうと思います。ですので、その財源も必要だろうという若泉議員の言われたとおりでございます。

城取工場の件ですけれども、苦情あるのかということでございますけれども、定期的にその周辺については話し合いをしているということで伺っております。その件について、内容について、具体的に事務局の方からは、私の担当課長会議ではしておりませんが、定期的に話し合いを行っているということは聞いてございます。

あと井戸の件でございますけれども、やはりキャッピング施設があそこに、コンクリート入れながらも、現実的にそこにごみが滞在しているということでございますので、その施設がある限り環境面についての井戸の水質検査をやっていくということは確認してございます。

住民からの説明ということでございますけれども、若泉議員言われたとおり、あらゆる機会を通じて、我々はごみの減量化についてと、今のごみの状況については、住民の方に説明していきたいと考えてございます。

ごみについては、来年度、22年度頭にはいろいろな形で決めていきたい、ただその間には、住民の方のご理解も必要だということは認識しておりますので、1年間を通じて住民の方のご理解をいただいて、22年度当初には、方向性を決めて実施していきたいと考えてございます。

あとごみ袋の料金の見直しでございますけれども、広報等で示してございます。そうはいつでも、町の財政状況と住民の方の納得のことですね。住民の方が協力していただかなければ減量化の方は進みませんので、そこら辺は住民の方にご理解していただく、またその反面、全国で半分以上が有料化と、ごみ袋を購入して維持費に充てているということがありますので、今の町の財政状況もよくご理解していただいた上で料金を決定していくと、それにつきましても、今廃棄物減量推進委員会の方がおりますので、その中にも一般の方、主婦の方が多くおりますから、その中の意見を聞く。

並びに、町としてもいろいろな国の方で、一般廃棄物の処理手数料指針というのが昨年国の方で出ました。料金をかけることによってごみが減量されるということが実際全国で実施されて統計上出てございます。それで金額によって、ごみがどのくらい減ったという情報も統計も出ておりますので、それをもとにして、今指針を策定中でございます。それも減量推進委員会の中で審議して、もう何回か料金については審議していると。広報等でもいろいろご説明しているということでございますので、若干そこには時間がかかりますけれども、まとめていき、なおかつ住民の方にお知らせしていきたいと考えてございます。

あと、業者の方が3月17日に、今月説明会をしますけれども、その前に、町の方でごみ処理基本計画をつくるためのアンケート調査を実施いたしました。これにつきましては、町民の方に400件の方、また先ほど言われた業者につきましては100件の方に、今言われたように、ごみは実際自分たちで処理するのですよという基本的なアンケートを100業者について実施したということでございます。その中で47%の方が、自分の店のごみと一般のごみをまぜて出しているという形でアンケートいただいた。その中には、ちゃんと今言ったルールに従って出してくださいねと、本来出せませんよというのが、先ほど町長が説明した内容のアンケートでございますので、100件の方はそういう形でご理解いただけているのかなと、改めて確認したのかなと思います。

また3月11日につきましても、業者につきましても、ごみの減量化、基本計画ができま

したので、3Rの説明をいたします。本来ですと、この計画は、業者であることと、あと事業者ですね、あと町民、さまざま法律では、いわゆる義務が課せられているということです。その中で、改めて広報等で示してありますけれども、その責務において環境循環型の社会を形成していこうよということが法律で定めてありますので、それに従ってやっていきたいと考えておりますし、引き続き町民の方にご理解いただけるように、あらゆる機会を通じてご説明していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 10番五十嵐辰雄議員が入場されておりますので、ご報告いたします。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

基金がどのような手当をしていくのかというような、見通しがあるのかというようなことでございますけれども、建設負担金につきましては、先ほど町長からもお話がありましたとおり、施設を10年前に整備いたしまして、そのときから負担の返済が始まりまして、平成26年度で完了するというので、先ほどお話があったとおりでございます。先ほど答弁の中にも、21年度から施設の維持補修のための費用がふえてきているというお話がございました。塵芥処理組合につきましては、経営検討に関する検討会というのがございまして、各市町の担当課長、それから財政担当が集まりまして、さまざまな検討をして、運営それから建設関係のいろいろな経費の関係の打ち合わせとか、予算をとるときの予算の中身について、いろいろ検討した中で、事業費を決定していただいて予算化していただいております。

議員の皆様方の中にも、組合の議員に就任されている議員さんがおられるので、十分その辺はご承知かと思えます。そのような中で、施設の維持補修につきましては、ことし平成21年度については、3,000何がしの費用を負担してほしいというようなお話がございました、皆さん各市町集まりまして、利根町分で3,000ちょっとのお話だったので、ほかの市町村はもっと多いところもありますし、若干少ないところもあると思っておりますけれども。

費用が負担がふえるというようなことございまして、実際年内に施設を全部説明受けました。どこを直すのか、どういうふうあいがあるのか、そうしますと、リサイクル施設のところが、ガスボンベ等が爆発して、職員の方がけがとかしないように、処理施設を防爆という形で囲ってあります。コンベヤーとかそういうものが全部囲いの中にありまして、爆発しても影響がないように水をかけて処理をしております。そうしますと、さびがすごいひどいのです。そういうものの改修をしなくちゃいけない。

また、炉が二つありますけれども、炉の焼却が終わった灰を運ぶベルトコンベヤーは1系統しかございません。その1系統について灰が乗っていきますので、金属の鉄でできて

おります大きいベルトコンベヤーなので、その金属と金属の間に灰が入り込みまして、毎日毎日やすりでこすっているような状況になっております。そういうことで、そこも直さなくては行けないと。

最後に、灰を溶かす溶融炉というのを見せていただいたのですけれども、そこは灰を溶かしますので、中は1,000何百度という形で温度を上げまして、処理をして固めるような形になるのですが、そこについても、外から見て明らかに外側の金属が膨らんでおります。そういうことで、実際は、それを全部取りかえなくては行けない。その溶融炉というのも2カ所ありますので、取りかえなくちゃいけないというふうな考えで組合の方ではおったようなのですけれども、中を確認いただいて、スペースシャトルの耐火のれんがみたいな物を張ってあるわけなのですけれども、そういうものを一部はがして修繕をするという形で経費を抑えていただいたりいたしまして、3,000何がしの費用を少し減らしてもらったというようなこともございます。

そういうことで、塵芥処理組合を10年前に結成をして、処理場を建設したということにつきましても、単独でごみ処理はできないという判断が当時あって、1市2町で一部事務組合をつくった上で共同で処理しようということだと思えます。

基金につきましては、そういうことでございます。

先ほど、町長からお話がありましたとおり、今までも、塵芥処理組合の基金がなくなるときには、余剰金を積んで、また先ほど議員からもご指摘がございましたが、他の目的基金を再度編成をし直しまして21年度の負担金等に充てたものでございます。

22年度からなくなったらどうするのだというお話ですけれども、先ほど町長からもお話あったとおりでございます。また、それ以外に公債費等も若干ずつ減っておりまして、そのような形で経費を削減して手当てをしていく。それともう一つ新しい自主財源を確保していくというようなことでございまして、そのようなところにも力を入れていきまして、財源確保を行った上で、建設負担金あるいは運営負担金等々ございますので、そちらの方に資金を充てていきたいとそのように考えております。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） それでは、最後の質問になります。

まず、基金の面なのですが、今秋山課長の方からも言われましたとおり、要するに、これから町長は一般会計の方から回す、そのようなこと言っていましたけれども、私はこれはなかなか無理とは思うのですけれども、それは町長がそのように言うのですから回せるのかなと思いますけれども。それで今、課長が言ったように、新しい自主財源をと言いましたけれども、これはどのようにするのか具体的にお願います。

それで、結局は今課長がそれなりにニュアンスで言っていましたけれども、要するに、目的基金、これを取り崩さなければいけないわけなのでしょう。はっきりいえば。それははっきりと、いずれにしてもそのときには取り崩すのか、それとも全然これはいじらないの

か、その辺をはっきり私聞きたいのです。それまず1点。

それから、ダイオキシンの話も課長の方から説明ありまして、毎年地域の皆さんと要するに話し合っている、そういうことで話し合っているということですから、何かありましたら住民の方から、当然これは苦情等また要望等きますと思いますので、それはそのときに対応していかなければいけないと思います。

さらに、水質検査、これは施設がある限りはやるということですから、これも何とか住民の皆さんにご迷惑、住民って地域住民です。皆さんにご迷惑かからないようになっていくのかなと思います。

それから、ごみ袋さらにはステッカーの値上げの件なのですが、いずれにしたって、これは上げなければ、とてもじゃないがやっていけない、そういう状況でございますので、課長のお話ですと、これから結局委員の皆さんとよく話し合っていき、その上でお互いに納得した価格、それからいつから上げるかその時期、そういうものをやっていくところでございますから、これはよくお話し合いした上で、住民の皆さんにもご理解いただけるようなそういう価格設定をもって行っていただきたいと思います。

それと、事業所の件でございますが、これもこの17日に、お話し合いというか説明会を開きますから、その中で先ほども言いましたけれども、よく説明をした上で、この事業所の場合は納得というよりも、条例でこのようになっていきますからぜひともお願いしますと、これは行政の方から強く言っても差し支えないのかなと、私は思います。やはり事業所は事業所で、これは毎日出るごみをどこかで処分しなければこれはどうしようもないですから、ですから、その点では事業所の方も、きちんと説明をしていただければ理解してくれると思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それから、この説明会、この基本計画、せっかくこの基本計画つくりまして、先ほども言いましたように「広報とね」毎月今出しています。出していますということは、要するに町とすれば、何としても、住民の方にごみ関係に関しては理解していただき、それでごみの減量化、減量するということは、町とすればごみの、金額にすれば負担減になるわけですから、またその上に結局施設もそれだけ長持ちするわけですから、燃す時間が少なくなれば。ですからあらゆる面でこれは減量ということ、そういうことをやっていかなければこれはいけないと思いますから。町がこれだけ力を入れてやっているのですから、はっきり申しまして、住民の方に理解していただく、これがまず第一なのです。

以前に、この利根町、プラスチックと生ごみ分けていました。それで龍ヶ崎と河内と利根町、一番区別されていたのは利根町なのです。それで、2年かそのくらい前に、一緒にいいですよ、そういうことになりましたよね。せっかくあのとき町の住民の方は、町で決められたことだから、分けなくちゃいけないとそのように真剣にやって分けてくれました。それで皆さんに周知されて、あれは本当に町民の皆さんもやってくれましたよね。ですからそのように、そこまでなるのには時間がかかりますから、ですから今回この基本計画も、

町が本当に真剣になって、住民の方に、あらゆる面で住民の方に周知できるようにしていただきたい、そのように思います。

以上で、私の質問終わります。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、若泉議員の質問にお答え申し上げます。

やはり住民の方の理解を得て初めて行政が成り立っているものであると考えておりますので、あらゆる機会を通じて住民の方にご説明し、ご理解をさせていただいて、ごみ処理基本計画が実行され、環境への負荷に優しい利根町づくりをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 先ほど、議員から、新しい財源というのは何だというような質問があったかと思えますけれども、それは再三申し上げますように、土地利用の幅広い利用から、要するに企業とまではいいませんが、そういった高度利用を図った中での増収を図っていくというようなことでございますので、ご理解をいただければなというふうに思います。それ以外にございませんので、今町の財政はもう待たなしというような状況でございますので、先ほど言った企業誘致等も含めて、あるいは町の旧利根中学校の跡地等の利用を、高度利用を図っていきながら、それから財源の確保を図っていくということが、先ほど申し上げた新しい自主財源の確保につながるというようなことで考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、いろいろなPR、行政で一生懸命やっておりますが、確かに議員ご指摘のように、なかなか見ていただけないということもございまして、なぜ以前あれほど細かい分別が利根町でできたのかということもございまして、あの当時はそれほどPRはいたしておりません。それはすべて町と住民とのトラブルから、町が、行政が強行に指導したことによるものでございまして、言われた住民からの反発によってこういうことなのだということで、周囲に広がっていったことが一つの原因かと思われまして。

今回はそういうことじゃなくて、やはり徹底的に住民に、これはこうですよということでもってお知らせをしていきたいと思っております。

また、事業者につきましても、完全に、私は、知らない人ばかりではないと思うのです。施設に持っていくことが面倒くさいということもございまして、ちょっと一般のところへ入れちゃうというようなそういう安易な気持ちでやられている方もいると思っておりますので、これは説明会等を通じ、徹底を図っていききたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 特定目的基金を今後取り崩して手当てしていくのかというようなこともあったかと思えますけれども、平成20年度に、特定目的基金をまとめまして、環境施設整備基金に充てたという経過もございます。今後、今までの余剰金の手当て、あるいは財政調整基金等を手当てしていくというお答えを申し上げましたけれども、そういう方針で基本的にまいります、必要としたときには、そのような特定目的基金を活用するという事も視野に入れていきたい、このように考えております。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を午後1時半からといたします。

午後零時04分休憩

午後1時30分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

3番通告者、10番五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番（五十嵐辰雄君） 3番通告、10番五十嵐辰雄でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、全部で5点ほどお伺いします。

簡潔に質問いたします。

まず、1番ですが、井原町長の選挙公約と平成21年度の事業でございますが、合併については、先ほど佐々木議員の質問に対して町長の町政の運営ということで、町長の今後の町政についての答弁ありました。その点と若干重複しますけれども、通告いたしましたので質問いたします。

先ほど、佐々木議員の質問で、町長は、7月23日で4年間の任期満了でございます。この約3年7カ月にわたってやりました町長のいろいろ町政方針、それから先ほど佐々木議員の答弁でございますが、これから町長は、合併については、引き続き念入りに、これから頑張っていくと。それから利根町の水道、町営水道を県南水道企業団に加入すると。それから農業については、農業の基盤整備、利根北部地区並びに文地区、布川地区についても逐次やっていくと。それから企業誘致、これも旧利根中の跡地についての都市計画法の見直しによって用途変更して、企業誘致をして財源確保すると、そういう一連の事業についての町長の力強いご発言ございました。

それについて、私も、先ほどから自分の席で、佐々木議員の質問、並びに井原町長の答弁等を拝聴しましたけれども、出馬についてもちょっと私が理解できないのでございます。

間もなく7月で任期満了でございます。続投するか、おやめになるか、ちょっと私理解できないのですが、選挙公約はいろいろとやりましたけれども、井原町長は、合併が一つの選挙の大きな公約でございます。ですから順を追ってご質問いたします。

平成17年第3回定例会の議事録によりますと、井原町長は、その中で、所信でこのように述べております。これは、平成17年の第3回だから9月定例会でございます。さきの町長選挙におきまして、私は、平成19年新市スタートすることを掲げ、利根町政50年目を迎えることし、平成17年度を初年度とし、合併という大きな目標に向かって出発すると皆様方にお話を申し上げてまいりました。続いてこう言っています。この私、井原正光に寄せられました6,916名の期待にこたえるべく、そしてこの大きな票におごることなく、全町民1万8,600余名の皆様の幸せに結びつく合併という二文字の実現に向け、誠心誠意努力していきたいと存じますと、これが以上の演説の要旨でございます。

あの合併フィーバーについては、記憶に新しく、いつも議会傍聴席は超満員でございました。傍聴席に入れない皆様方は、1階にあるホールのテレビに見入っておりました。そこで、通告いたしました龍ヶ崎市との合併ができなかった原因は何かをお尋ねします。

もう一つは、平成21年度予算編成と主要事業でございますが、議会の3月5日に、井原町長は、所信表明の演説を行いました。約1時間10分くらいでございます。これについては利根町のホームページにございます。全部で六、七ページございます。多大な、大きな目標を掲げました。

それから、2番でございますが、行政評価制度でございますが、地方分権になりまして、地方自治体の格差を生み行政能力が問われます。地方分権への税財源等の移譲が余り進まない中、利根町も厳しい財政運営と存じます。行政コストの削減、職員の意識改革を踏まえた成果重視の行政運営となりました。毎年度の実施計画に基づく主要施策の成果説明書とあわせて、行政評価制度の導入するお考えをお尋ねいたします。

3でございますが、環境循環型社会の取り組みでございますが、3期基本計画の中の第2章でございますが、その中で6番というのがあります。6番には、良好な環境の保全ということで、その中で利根町のエコ・ショップ制度の実施要綱によるエコ・ショップの認定条件についてお尋ねします。

それから、2番でございますが、ごみ処理基本計画案が公表されました。次の段階で、このごみ処理基本計画案が、実際に行政内部で種々検討されまして、ごみ処理基本計画の策定する、策定の工程でございますが、どういう行政手順を踏んで策定しますか、お伺いします。

それから、循環型社会を形成するために、廃棄物処理及び再利用の条例等の制定するお考えはあるかどうかお尋ねします。

それから、4番でございますが、農業政策、これは井原町長の最も得意とする分野でございます。井原町長は、これまで随分土地改良、基盤整備等々、農業についてのたけたご

見識が持っております。そこでお伺いしますが、1929年の世界大恐慌、これは井原町長がたびたび、世界大恐慌、アメリカ発の金融恐慌ですね。おっしゃいましたので、ここであえて申し上げますけれども、1929年の世界大恐慌、アメリカではニューデール政策で不況を克服いたしました。また、アメリカでは、今回の恐慌のためには、グリーンニューデール政策を推進しております。

我が国での景気対策としては、環境分野、それに農業の自給率について、農業分野を挙げております。特に今大企業並びに中小企業では雇用が不安定でございます。そういった雇用の吸収する分野では農業がこれから注目されます。そして新しい農業政策では、企業の農業分野への参入に関する規制が大分緩和されました。やっとここへきて利根町も農業に対する見直しができる絶好の機会でございます。

町では現在、農業認定者等の担い手の育成はもちろん、これ経済課でございますが、町の方で、地主から遊休農地を借りて企業にあっせんする制度、こういった制度のお考えについてあるかないかお尋ねします。

最後でございますが、災害についてお伺いします。

私は、災害危険箇所の対策については、平成20年3月議会で一般質問いたしました。それで、町では逐次、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震ハザードマップ等の作成についてお伺いしました。今回もこれにつきまして、その後どういうふうに対処したかお伺いします。

そこで、特にこの中で、平成17年に改正されました水防法第15条に基づき洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布する予定についてお伺いします。そして平成20年度、当初予算に、洪水ハザードマップの作成する予算が計上してあります。続いて、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり防止箇所の指定等の対策をお尋ねします。

以上です。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

まず龍ヶ崎市との合併ができなかった原因は何かというようなことでございますけれども、今までの取り組み等についてちょっとお話を申し上げておきたいと思っております。

私が、町長に就任後、何度も龍ヶ崎市役所に赴きまして、市長ともお会いし、熱意をもって合併に向けた話し合いを続けてまいりました。また、議会とも一緒になりまして、議長、副議長とともに、合併の話を行ってきたところでございます。そのほかいろいろな機会を見つけて、少しでも前向きに方向性を出していただけるようお願いをしてまいりました。ときには非公式に話し合いの場を設けたこともございます。

一方、総務省への合併を推進するための財政支援の陳情や、茨城県知事への新たな財政

支援の要望も行ってきたところでございます。

これまでのさまざまな働きかけや町民の熱意によりまして、茨城県は、市町村合併推進審議会の答申を受けて、平成19年11月に発表いたしました茨城県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想の中で、龍ヶ崎市と利根町が県内で唯一合併協議を進めることが望ましい市町村の組み合わせに位置づけられたことは大きな力となっております。この茨城県の構想の発表を受けまして、12月に龍ヶ崎市長とお会いし、事務方の勉強会の充実を図ることで合意し、あわせて県の市町村課の職員も加わりまして、定期的に、職員でのお互いの行政に関する勉強会を現在も継続しているところでございます。

平成20年2月に発表されました市町村合併に対する龍ヶ崎市の現状のお知らせでは、財政基盤の構築と市民の機運の醸成が必要であるとし、その課題の解決が先決であるとの考えが示されたところでございます。

私は、町長就任当時から、行政改革の推進による財政基盤の強化を図ることが合併には早道であると考え、今まで何度も申し上げておりますように、利根町行政改革大綱、集中改革プラン、さらには財政健全化プランをもとに着実に行財政を推進し、簡素で効率的な行政運営を実現することで、龍ヶ崎市から合併したいと思われるような利根町に転換するための努力をしてきたところであります。

現在も、龍ヶ崎市は、将来のまちづくりの基本は、牛久市、利根町との2市1町の枠組みという姿勢に変わりはないとの考えを示しております。合併旧法のときも、期限近くに急に機運が盛り上がり、合併協議会の設置された経緯もありますので、そのような状況がいつ起きても対応できるよう、準備を整えておく必要があるというふうに考えておるところでございます。

ご質問の合併できなかった原因は何か、大変難しい質問でございます。議員も当時は利根町の議会代表として、合併協議会の委員であったかと思えます。その中で、いろいろ私どもには話せない裏方のお話もあるかと思うのですが、そういうこともぜひ聞かせていただければ、今後の合併を進める上で少し参考になるかというふうな考えもでございます。

いろいろと考えられますけれども、龍ヶ崎において合併協議会が解散し、さらに市議会においてもそれを議決しております。ですから、そういった一連の流れから、8万人を代表するその市長が、市民に対して二転三転と合併について醸成を図るということは、ちょっと考えにくいのかなというふうに思っております。さらに、特例債の廃止などもございまして、現在はお互いに財政の健全化を見直すということで意見が一致しているところでございます。

破綻になった合併でございますけれども、そういったいろいろな傷が、痛みが、積年とならないように、今後も努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、平成21年度予算編成と主要事業ということでございますが、これは施政方針の中でも一部触れておりまして、重複するかもわかりませんが、ちょっと早口で申し上

げたいと思います。

予算編成に当たりましては、集中改革プランに基づき事業の見直しなど歳出の削減に努め、その上で、第3期基本計画の大きな柱である五つの政策の実現を目指して、新たな事業に取り組むとともに、これまで行ってきた事業についても、必要に応じて拡充するなど、貴重な財源をより効果的で効率的に配分をしたところでございます。

主要事業につきましては、各会計ごとに、新たな取り組みや拡充した事業を申し上げたいと思います。

まず一般会計について、款別に申し上げます。

総務費においては、今年の4月1日から、本庁舎1階に旅券、パスポートの申請、交付の窓口を開設いたします。また、任期満了に伴う五つの選挙執行、町長選挙、知事選挙、衆議院議員選挙、農業委員会選挙、土地改良区代表選挙がありますけれども、これが主なものとなっております。

次に、民生費につきましては、第3子以降の子が生まれたときに、1人につき10万円を支給いたします第3子出産支援金支援事業。第3子以降の3歳未満児の保育料1人について月額5,000円を限度として補助します利根町3人子家庭応援事業、放課後児童クラブを平日以外の土曜日、月2回新たに開設いたします放課後児童対策事業、また自己負担医療給付について、乳幼児医療費の外来自己負担の助成を3歳までから6歳までに拡大し、新たに入院自己負担についても助成をいたします医療福祉事業、さらに75歳以上の後期高齢者医療の加入者を対象に、3年に一度、人間ドック検診料の一部を助成します後期高齢者人間ドック検診助成事業などが主でございます。

次の、衛生費につきましては、新型インフルエンザ対策といたしまして、防疫活動のための抗ウィルスマスクなどの感染防止用品の備蓄をいたしまして、町民の安全確保に取り組む感染症予防対策事業、妊婦一般健康診査において、健診の助成回数を5回から14回とし、健診を受ける本人の費用負担の軽減をいたします妊婦健康診査助成事業、また高度処理型浄化槽の助成金について、県の森林湖沼環境税導入によりまして、補助金額を増額いたします高度処理型浄化槽設置整備事業補助金などが主なものでございます。

次に、農林水産事業におきましては、平成21年度に事業の認可後におきまして、測量業務と換地計画等の業務を実施いたします利根北部地区基盤整備事業、地元特産物の販売促進や消費者と生産者を結びつける地産地消の推進をいたします地場産業推進事業が主なものとなっております。

次に、土木費については、計画的に排水整備工事を実施いたします道路維持管理事業、また生活道路の舗装整備工事を実施いたします道路維持工事業、さらに幹線町道の道路改修設計業務委託を行います道路改良整備事業が主なものでございます。

次に、消防費におきましては、防火水槽を羽根野地区に新たに1基設置することや、配備から20年以上経過している消防団2分団、11分団、13分団の小型動力ポンプのかけかえ

を実施します消防施設維持管理事業、地震ハザードマップを作成して、住民の皆様方に周知を行います地震ハザードマップ作成などが主なものでございます。

次に、教育費におきましては、特別な支援が必要とされる児童のために、布川小学校に教育支援員を配置いたしまして、児童の個別支援や担任の先生を補助する教育支援員配置事業、文小学校と文間小学校の体育館の耐震補強工事を実施する小学校建設事業、教室の引き戸やバスケットボールのゴール補修工事などを実施いたします中学校維持補修事業などが主なものでございます。

次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計におきましては、国保診療所に医師の1名増員や、健康診査の対象を、40歳以上から35歳以上に年齢を引き下げ、充実を行ってまいります。

次に、公共下水道特別会計におきましては、引き続き羽根野地区の汚水管管渠敷設工事を実施することと、下水道使用料の徴収を、本年10月から水道事業に委託して、水道使用料と一緒に徴収して徴収事務の効率化と徴収率の向上を図ってまいります。

以上が主な事業でございます。

次に、2番目の毎年度の実施計画に基づく主要施策の成果説明書と行政評価制度の導入ということでございますが、主要成果説明書につきましては、議員には公正で効率的な行政運営を確保するため、地方自治法の規定により設置される監査委員をお願いしていることから、十二分にご承知と思われませんが、地方自治法第233条第5号、利根町財務規則第116条第2項の規定に基づき、毎年度の決算について議会の認定に付する場合に、当該決算会計年度における主要な施策を説明する主要事業執行結果説明書を策定いたしまして、決算書に添付して提出をいたしておるところでございます。この説明書は、監査委員の決算審査をいただいた決算に基づき作成したもので、実施計画の施策など主要事業の成果説明であると考えております。

次に、行政評価制度の導入につきましては、今本町は、効率的な自治体の経営を確立するため、行財政改革に取り組んでおります。そしてこれを一層推進するために、昨年度も一部取り組みましたが、本年度から3期基本計画の五つの柱を進めていくための事業の評価手法として、試行的に事業評価を実施いたしました。これは、実施している事業について、事業の必要性、手法の妥当性、その成果などを検証して、必要とされる事業が最善の方法で行われるための評価手法として導入を図ろうとするものでございます。

平成20年度においては、事業評価の試みといたしまして、平成19年度の決算書に基づく事業、435事業——これは職員給与費を除いての435事業でございます——を評価の対象といたしまして、1次評価、これは自己評価でございます。2次評価、これは庁内評価、そして外部評価、外部員の評価、最後に総合評価を行ったところでございます。

この事業評価につきましては、今後も、行政評価制度として実施し、事業評価のやり方、事業の目標設定の方法など、外部委員のご意見をお聞きしながら検討いたしまして、事業

評価制度の確立を図っていきたいと考えております。

また、平成20年度の事業評価の結果につきましては、今月中に、町のホームページにおいて評価結果の概要についてお知らせをするため、ただいま準備を進めているところでございます。ご理解をいただけるようお願いいたします。

次に、3番目の環境循環型社会の取り組みについてで、その中の1点目の利根町エコ・ショップの認定状況についてというご質問でございます。

平成18年11月1日付で認定いたしました事業者は8事業者で、平成21年10月31日までの有効期限となっております。この事業は、環境に優しい商品の販売や、ごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗をエコ・ショップとして認定いたしまして、広く町民に知らしめることにより、ライフスタイルを確立することを目的としているものでございます。今後におきましては、ごみ処理基本計画を進める中で、事業者との話し合いを行い、環境に対する配慮を深めていただき、認定事業所の拡大を図っていきたいと考えております。

次に、2点目のごみ処理基本計画策定の工程表につきましては、平成18年度塵芥処理組合におきまして、ごみ処理基本計画を策定することが決定され、これに伴い、構成市町村におきましても、平成19、平成20年度の2カ年計画で策定することになりました。そのため、住民の方、事業者の方へのアンケート調査を実施し、それをもとにごみ処理基本計画案を策定いたしまして、利根町廃棄物減量等推進審議会へ諮問いたしました。

この廃棄物減量等推進審議会は、大学教授などの有識者、住民代表、各種団体の代表者15名で構成されており、8月から12月まで5回の審議を経て答申をいただいたところでございます。

次に、3点目の循環型社会形成のための廃棄物処理及び再生利用の条例の制定についてのご質問でございます。

近隣の自治体におきましては、このような条例を制定しているところもございます。内容的には、廃棄物の適正な処理、再生利用の促進、循環型社会形成について明記されております。

今後、利根町におきましては、ごみ処理基本計画の基本方針のとおり、循環型社会形成を推進していくわけですが、町の基本方針を内外に示すためには、循環型社会形成推進法をもとに、例えば、利根町循環型社会形成基本条例のようなものを策定する必要があるというふうに考えておるところでございます。

次に、4番目の新農業政策の企業参入についてでございますが、従来、企業等が農地の権利を取得して農業を始めるためには、農地法の規定により農業生産法人でないとは認められませんでした。しかし、平成15年4月から実施された構造改革特区制度において、農業生産法人以外の法人に対する農地の貸し付けを可能とする農地法の特例措置が講じられ、この措置を活用して、農業を開始している企業等が各地に見られるようになりました。

この特区制度は、平成17年9月の農業経営基盤強化促進法改正により全国展開の措置が講じられ、市町村の定めた区域において企業等の農業参入が可能となったわけでございます。

本町におきましても、平成18年5月に改正をいたしました利根町農業経営基盤強化促進基本構想で、利根町全地区において、企業等が農業への参入ができるようになっております。これまでに、幾つかの企業から参入の問い合わせがございましたけれども、立地条件、それから賃貸料、経済情勢等の関係で、参入には至っていない状況でございます。

最後のご質問の災害に強いまちづくりについてでございます。

災害対策につきましては、私は、日ごろから、自分たちが暮らしている地域がどのような災害のリスクを有しているかを、町民一人一人が認識し、実際に災害が発生した際に、慌てずに迅速な対応を心がけることが最も重要であると考えております。そこで、平成20年度に洪水ハザードマップを、また平成21年度には地震ハザードマップを作成し、利根町が大災害に見舞われたことを想定し、町民の皆様公表するものであります。

国土交通省と都道府県では、平成13年度から、洪水予報河川及び水位周知河川において、水防法に基づく浸水想定区域図を公表しているところでございます。また、平成17年の水防法改正に伴い、浸水想定区域を含む市町村の長は、浸水想定区域及び想定される水深を表示した図面に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、一般へ周知することとされております。

利根町におきましては、大雨により、利根川、小貝川がはんらんした場合に備えて、町民の皆様が迅速に避難できるよう、現在、洪水ハザードマップを作成しているところでございます。各家庭への配布の時期は3月末を予定しております。

次に、地震ハザードマップの作成でございますが、平成17年3月の中央防災会議において、地震防災戦略が決定されました。この中で、大規模地震から人命、財産を守るには、建物の安全性を高めることが最優先とされ、地震ハザードマップを各地方公共団体において作成、公表することが重要な防災対策として位置づけられました。

地震関連のハザードマップには、いろいろと種類がございますが、利根町では、平成21年度に、揺れやすさマップと液状化危険度マップを作成し、各家庭に配布いたしました。これを指標にして、家屋の耐震化や家具の転倒防止、自主防災組織の活動など、防災対策に役立てていただきたいと思いますと考えております。

次に、土砂災害ハザードマップの作成でございますが、これは土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村が作成することになっております。利根町では、幸いにも、この土砂災害警戒区域の指定は受けておりませんが、急傾斜地崩壊危険箇所が町内には12カ所ございます。これら危険箇所について、平成21年度に作成する地震ハザードマップの中に表示したいと考えております。

また、急傾斜地崩壊危険箇所と地すべり防止箇所の指定と対策でございますが、先ほど申し上げましたとおり、急傾斜地崩壊危険箇所は12カ所ございます。地すべり箇所はございません。

指定と対策でございますが、個人では、崩壊対策ができない場合は、急傾斜地法に基づき、災害からの人命の安全を目的といたしまして、危険区域の指定、また対策工事とともに都道府県知事が行うことになっております。この工事につきましては、地元市町村、または個人は、その事業費の費用の1割を負担するというようなことになっております。現在、町内では3カ所が指定され、崩壊対策工事が既に完了をいたしております。

また、毎年竜ヶ崎土木事務所と危険箇所合同巡視パトロールや、台風等の大雨時は、総務課と都市建設課職員で、道路、河川、急傾斜地等のパトロールも実施しているところでございます。今後は、残りの未整備箇所に関しても、茨城県当局に働きをかけていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君。

10番（五十嵐辰雄君） それでは、2回目の質問をいたします。

1番ですが、町長の選挙公約がそれは、合併という大きな2文字で、選挙を進めてまいりました。いろいろな諸般の事情で合併ができなかったわけでございますが、これからも合併に向けて、龍ヶ崎市とは、行政面の政策関係の定期的な懇談会、研究会等やりまして関係修復を図って合併に結びつけたいという町長の意向でございます。

それから、21年度の主要事業でございますが、今町長がご答弁いただきましたのは、先ほどの21年度の町政方針演説の原稿と余り変わっていないのですが、大分事細かに行政全般を網羅されました答弁でございます。

それで町長の任期というのは4年でございます。7月23日で任期満了です。任期満了というのは、そこで終りでございますので、再出馬するか、それともおやめになるのか、選挙の公約、佐々木議員も質問しましたけれども、そこでおやめになるのか、それとも再出馬して、懸案事項、県南水道の加入とか、合併問題、農業、基盤整備いろいろございますけれども、それをやるのかどうか。農業関係でもこれから利根北部地区、布川地区、文地区等をかなり長期間にわたって基盤整備がやるわけでございます。その点、町長の思い、決意じゃなくて思い、お考え、それをお尋ねしたいのですが。

それから、2番でございますが、2番目は、行政評価でございますが、私の質問したのは、決算書に添付する主要施策成果説明書ではないのです。それに関係します行政評価制度、主要施策の成果説明書、これは施策についてこうしましたという、だれも悪く書く人はないのです。私も前、決算のときに、これはよく勉強しますけれども、これはすべてが、役場の業務というのは、よかったということで、そうっております。これから行政評価というのは、主要施策に関連しまして、先ほど町長がおっしゃいましたように、行政評価

は試行段階と、それで内部評価、外部評価、総合評価と3段階だそうなのですが、19年度については、435事業について行政評価したと、その中で外部評価ですけれども、この外部評価はどういう方法でやられたか、それは担当課長にお伺いします。

それから、行政評価というのは、事業を計画して、執行して、今度評価というような、この3段階法でやるのが行政評価でございます。そしてやはり経営関係の透明性とか説明責任がはっきりします。今どこでも、国の方でも、地方でも、説明責任、これが一番大事でございます。

町長、合併を公約にして、全町民の信頼のもとに町長に就任しましたけれども、やはり合併できなかった理由については、龍ヶ崎市の何か瑕疵があるような、心の痛みとか何かありますけれども、やはり利根町の町長とか、議会とか、町民とかありますけれども、やはり行政の執行権者、町長の執行権の力というのは相当な力があるのです。ですから、町長がやはり自分の力不足ということも認める必要もあると思うのです。

合併について、町長の選挙公約で、少し見通しが甘かったとそういうことおっしゃいましたけれども、やはり町長の責任というものも、行政の中の説明責任というのは、やはりみずから説明して責任をとるのが本当の開かれた行政と思います。念を押して2回その点をお伺いします。

それから、利根町のエコ・ショップでございますが、8事業所を指定してあるそうなのですが、そうしますと、この利根町のエコ・ショップの今度は要綱でございますが、これ町としては、8事業所を、年度を区切って指定して指定しっ放しか、それとも中間で事業所を訪問して、いかがですかとか、事業所の取り組み状況、エコ・ショップの制度に対する効果について、これは担当課の方で、事業所等を訪問したかどうか、その点もお伺いします。

それから、環境関係でゴミ処理基本計画、これは1月の「広報とね」ですと、ゴミ処理基本計画案ですね。これは利根町廃棄物減量等推進審議会の答申でございますが、これ諮問して答申して、今度は行政の方で審議して答申を受けたのですから、これを今度行政として、行政手続を踏んで、ゴミ処理基本計画を制定するのが行政の流れと思うのですが、実際に、ゴミ処理基本計画を制定する事務作業の手順、担当課長、この手順はどのように踏んで制定しますか、その点お伺いします。

それから、今度は農業政策ですね、今までは、国際分業とか、日本は、先進国で、電子産業とかそういうわけで発展しました。農業は、東南アジアとか米国の方の食糧を輸入して、日本は工業製品を輸出すると、国際分業、これからは保護貿易とか、そういう形に世界は変わってきます。食糧の安全保障、今大体国の食糧自給率は39から40でございます。もう少し食糧自給率を上げる必要があると思うのです。

今の農業ですが、これは生産性は本当に日本は低いでございます。日本の農業政策、ついでには、これまで3回の大きな農業政策の転換点がございました。大戦後の自作農創設、

これは農地開放でございます。これは1946年でございます。そうしたら、今度は、昭和36年には、農業基本法ができました。これは日本の未来に向けたすばらしい農業基本法でございます。しかしだんだん農業基本法も機能と役割が低下しまして、平成11年には、現在あります食料・農業・農村基本法ができました。

それから、だんだん時代がかわりまして、農地は、自作農で自分の農地を保有から今度は利用の方にかわりました。利用というのは、農業法人とか、農業公社、そういうところにも農業はできますということで、大分日本の農業政策も大きく転換しました。

そして今、町長が何度も言われますように、100年に一度の経済危機でございます。失業者の増大、その失業者を救済し、吸収するのは、日本ではもう農業分野くらいしかございません。ですから、町の方の経済課の方で、そういう一部遊休農地、耕作放棄地等の対策について、企業の農業参入、そういうお考えがあるかどうか、これは担当課長にお伺いします。それよりは、井原町長は、農業の専門家でございます。ですから、町長が一番知っていると思うのですけれども。

それから、災害関係でございますが、ちょっと申し上げますと、20年度に利根町で予算化しまして、洪水ハザードマップをつくるわけでございますが、やっとでき上がりまして、3月下旬には各戸配付と。そこでお願したいのは、予算をとって作成してから、それをいかに有効活用するかが行政評価でございます。つくって配布しても、これは有効に活用しなければ何なりません。今度つくる地震関係でも、340何万円という費用をかけましてつくるそうでございますが、これはやはり配布した以上、有効に活用するのが行政評価の一環でございます。

それから、国土交通省の調査によりますと、洪水ハザードマップの作成でございますが、これ法律で作成と公表を義務づけられました全国の1,235市区町村でございます。そのうち2008年12月末現在で846の市区町村が作成してあります。今後も、これに関連しまして、この配布先の各家庭における利用についてよろしくお願いたします。

以上、2回目は終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えをいたします。

まず合併についていろいろ指摘がありましたけれども、私が公約したのは、合併のほかにもいろいろ公約をいたしました。ただ、合併だけが今はまだ現在進行形といいますが、何ともいえない状況であるというようなことでございます。その前に、私は財政破綻を回避するというふうなことで公約をさせていただきました。これを今も汗をかいてやっているというようなことでございますので、ひとつその辺も少しは評価をしていただきたいなというふうに思っておりますのでございます。

それから、農業についての思いを語れというようなことがございました。今日本の農業、

ご承知のように、すべて外国に頼っておりまして、自給自足率といいますか、それが5割にも満たないような状況であるというような状況です。それで、外国から入ってくる農産物あるいは肉類等、自給率が5割を切ってもいいのですが、それが安全なものかどうかと、日本人が口にして果たしてそれが健康上何でもないのかどうかというのが一番大きな問題だろうと私は思っております。

そういうような面で、4月にチラシは回したかと思うのですが、消費者の皆様方とともに、輸入品がどういうふうに危ないものなのかと、農薬がいかにかけられているのかと、その辺を視察する方を今募集をしているところでございます。

議員もご承知かと思うのですが、大分20年、24年ぐらい前ですか、外国で、女性ホルモンを使った牛を早く成長させて、その肉を食べた人たちが、3,000人もの子供たちが早熟しちゃって、赤ん坊のときから大人になっていたというようなニュースがございました。そういうようなこともございますので、いかにそういったホルモンなり何なりの成長させるということがいかに危ないかというようなこと、そういったことも、消費者の皆様さん方には知っていただかなければならない。

今は日本では、自然にあるホルモンを使った中で、成長ホルモンを使った中でやっているから安全だというようなことで、国の基準は恐らくないかと思っておりますけれども、しかし、それらを多く肉を食することに、食べることによって、男性の子供の、男の子の胸が大きくなったとか何とかという事例もあるわけですから、やはり日本の農業といいますか、それらはきちんと、その外国のものは決して安全でないということを認識させながら、地産地消に努めていかなければならないというふうなことで、今回4月に、そういった埠頭においての輸入物の視察の今企画をしているところでございますので、ぜひ議員の皆様方もその現状について、ただ、言葉だけじゃなくて、実際に見ていただくということが私は一番肝要かというふうに考えておるところでございます。

いろいろ議員は、農業について、法律面でも並べておっしゃっておられますけれども、やはり農業は法律で云々というよりも、やはり生産者自体が、それで食べていける、生活していける農業をいかにするかと、それとやはり安全で口にするものを生産していくということが大事かと思っております。ましてや、その生産していったその農作物を食べる、外国と比べて実際に本当に安全なものであるという確かな、自分で目で見ていただいて確認していただく、それが本当かどうかということを実際に見ていただくということが私は一番地産地消につながる、自給率の向上にもつながるものかなというふうに思っておりますので、今後ともそういった事業についても力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。その他、細かい点につきましては、それぞれの担当課長から説明させたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

事業評価の方法というようなことだったと思います。先ほど町長からもお話ありましたが、1次評価、それから2次評価、3番目に外部評価ということで、外部の委員さん、5名の委員さんに就任いただきまして、課題の指摘や改善点などのご意見をいただいております。その際には、435事業のすべての調書の取りまとめたものを事前に配付いたしまして、十分ご検討いただいた結果をご報告いただいております。

最後に、総合評価ということで、1次、2次、3次といいますか外部評価までの分を総合的に評価をして、最終的に決定をしたというようなことでございます。その中で、課題というようなことがあったわけなのですが、目標の設定におきまして、なかなか数値目標で設定できる部分、ものばかりではなかったもので、住民の方々にわかりやすい指標を設定するというようなところで、若干苦慮したといたしますか、工夫する部分がこれからあるのかなというような結果になってございます。その結果につきましては、先ほど町長からもお話がありましており、3月中に公表するような形で、現在準備をしているということでございます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、五十嵐議員の質問にお答え申し上げます。

エコ・ショップについてでございますけれども、積極的に状況を把握して訪問したかというご質問でございますけれども、私2年ほどいますけれども、実際、そういう状況があったというのは聞いておりません。ただ、昨年の商工会総会において、町長からエコ・ショップの制度があると、それについて積極的に参加していただきたいという申し入れは総会の席で言っていたという経緯がございます。

あと、循環型社会につきましては、法律が定めておるわけでございますけれども、五十嵐議員ご存じのとおり、循環型社会形成推進基本法というものがあります。その中に廃棄物処理法、資源有効利用促進法、またその下には、容器包装リサイクル法、家電法等々がございます。やはりこれは、業者がみずからその法律に基づいて循環型社会を形成していくというのが本来の筋でございますし、行政の役割としましては、言われたとおりいろいろな形で、事業者に対して、法律の適用について啓発していくというのが本来の筋だろうと思います。それが実際的に施行されていない8業者、実際19年度の業者数を見ますと、99ほど事業者がありまして8業者しか実施、認定していないということですので、より一層推進していきたいなど、その利用状況についても説明していきたいと、それが今月ですか、3月17日に事業者を呼んで、ここに基本法がございますけれども、その趣旨と循環型社会についてのご理解をいただくつもりでおるところでございます。

確かに、減量推進委員会のメンバーの中にも、エコ・ショップの協力、認定業者もおります。結構、その業者につきましては、やはりリサイクルのごみ袋を置きますと、自分の

ところのお店以外のところでも随分入っているということで、その処理するだけでも大変だという話を特に聞いてございます。これは住民の方、要するに国民が行う義務ですね。ごみを買わない、ごみを出さない、リサイクルするというおのおの三者が同じ思いを持って、一緒になって循環型社会を形成していかなければならないという思いもありますし、改めましてこの基本計画ができましたので、それも含めて、住民の方、事業者についてご説明していきたいと考えてございます。

あと2点目の計画の行政手続ということでございますけれども、減量推進審議会の方から、12月12日に答申をいただきました。その後12月15日に庁議を開催いたしまして、基本計画の内容について確認、説明し、承認をいただいております。その当日、同日に町長の決裁をいただいて、ごみ処理基本計画が決定したということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長（石井博美君） ただいまもご質問の中に、遊休農地の活用について企業の参入をというようなお話だと思っておりますが、先ほど町長の方からも述べましたように、18年度に、利根町農業経営基盤強化促進基本構想で、利根町全地区において企業が参入できますよということで、これは農林省のホームページの方にも示してあります。それによって数社、利根町の方に来られたのですが、どうしても内容、合わないというか、企業に合わないというようなことで、辞退された形跡がございます。

どうしても企業の方は、今野菜畑の方を望んでいまして、どうしても田んぼの小さな遊休農地は望まないというような形が多いです。それでできれば町としても、農家の所得が上がるのであれば、こういう産業にきていただきたいと思っております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 洪水ハザードマップの有効活用についてということでございますが、大平の区長さんやられておられます五十嵐議員のところにも、既に通知の方についているかと思うのですが、今月3月19日に、各区長さんそれから各地区の防災担当とそれから消防署、町の防災担当、そちらとの自主防災会議を予定しております。この中で、ハザードマップにつきまして、その利用方法等の説明をさせていただきたいと考えております。

また、一般へのそういった利用につきましては、この中で、この会議の中で、いろいろご意見ちょうだいして、そういったものを集約して、また一般の方にもお知らせしていきたいとそのように考えております。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を2時45分からといたします。

午後2時36分休憩

午後2時45分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番通告者、11番会田瑞穂君。

〔11番会田瑞穂君登壇〕

11番（会田瑞穂君） 11番会田瑞穂でございます。

きょうは、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず第1点目、利根町における特別支援教育の状況についてお聞きいたします。

2006年に、学校教育法の一部が改正され、2007年から特別支援教育が実施されることになりました。これまで心身に障害のあった子供の教育は、養護学校や小中学校の特殊学級、現特別支援学級で展開されております。しかし、普通学級での不適應を起し、学習の集中に無理があるといわれる、いわゆるLD（学習障害）、ADHD（注意欠損多重性障害）、また高機能自閉症などの広範性発達障害の子供たちが、国の調査によりますと6.3%いると見込まれております。仮に、30人の学級だと、2人くらい子供が発達障害児であるということになるわけでございます。こうした状況を踏まえ、町の小中学校の特別支援教育の現状はどうなっているのか、次のことについてお伺いいたします。

（1）現在、開催されている特別支援学級の種類や学級数と就学状況はどうか。

（2）今後新設の予定はありますか、お聞きいたします。

大きい2番でございますが、小中学校での携帯電話の所持と指導対策は。

国が全面的に学校に持ち込みを禁止しようとしている現在、携帯電話に対する利根町の対策はどうでしょうか。今の流れとして、子供たちのメールがくるとすぐに返事を送らないと、友達関係がまずくなるという話も聞いております。指導などは、どのようにしていますか、また小中学校での全体で何%くらい持っているのか、また学校に持ってきているのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

大きい三つ目、公用車の管理についてお聞きいたします。

公用車の管理はどのようになっているのでしょうか、具体的にお聞きしたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 会田瑞穂君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、会田議員の質問にお答えをいたします。

利根町における特別支援教育の状況についてということでございますが、現在、学校教

育の場において、障害の程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行う特別支援教育への転換が図られました。このような状況を踏まえて、町といたしましては、各学校に生活指導員を配置しています。また布川小学校に、新たに教育支援員を配置してまいります。さらに21年度の新年度から、文小学校にも特別支援学級を新設してもらえるように、県教育委員会に要望しているところでございます。各学校の状況につきましては教育長より答弁をさせます。

次に、2番目の小中学校での携帯電話の所持と指導対策についてでございますが、国県より小中学校において、携帯電話の学校への持ち込みは原則禁止すべきであるとの通知がきております。利根町においても、子供を守る懇談会やPTAを通じて携帯電話の危険性について、各学校や地域の方々へ協力を要請しているところでございます。これも詳しいことについては、教育長より答弁させたいと思います。

次に、公用車の管理についてということでございますが、現在、本町は、水道事業の車両も含めて、69台の公用車を所有しています。この車両の総合的管理は、保管場所が本庁舎である車両32台については、企画財政課で、保管場所が本庁舎以外の場合は、出先機関で行っております。

また、本庁舎の車両については、それぞれ担当課などに専用車がありまして、管理や使用をしています。これは例えば、議会事務局で管理しています議長車などを指します。

車両の車検と修理などにつきましては、その車両を管理使用する課などにおいて、業者に依頼をして車検や修理を行っているところでございます。

企画財政課において管理している車両につきましては、集中管理として車両を使用しようとする者が車両の予約をして、使用後は運転日誌に、行く先、業務内容、運行距離、運転者氏名、使用課、燃料補給の有無などを記載して、車両の異常等の気になることがあったときには、使用後にその都度報告をする仕組みになっております。

また、自動車任意保険につきましては、事務の簡素化、また保険料率などを考慮いたしまして、企画財政課において、一括加入契約しているところでございます。

車両の適正な維持管理について、すべて適正な管理がされていたかといいますと、行き届かないことがあったかと思っておりますので、今後は、安全運転管理者と協議をいたしまして、運転前の始業点検の徹底や、適正な点検整備に努めまして、運転業務を行う際の心構えなど、研修を行いまして、車両の一層の安全運行を行えるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） お答え申し上げます。

特別支援教育についてですが、会田議員ご指摘のとおり、従来の特教育対象の障害だ

けではなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や、社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために、適切な教育や指導を通して、必要な支援を行うものでございます。

さて特別支援教育の現状であります。本町は、統合によりまして、三つの小学校となりました。特別支援学級があるのは布川小学校だけであります。その布川小学校に知的障害学級が1学級と、情緒障害学級が2学級の合計3学級があります。利根中学校には、知的障害学級が1学級、情緒障害学級が1学級あります。

会田議員ご指摘のように、約6%の障害児である高い割合を考えますと、どの小中学校にも発達障害児は在籍しているということになります。これらの発達障害児も町の就学委員会で、養護学校が適当、あるいは特別支援学級が就学先に適当と判定されても、居住学区の学校に特別支援学級がないために、特別なニーズにこたえられません。そこで、利根町小学校で唯一の布川小学校に学区を越えて就学せざるを得ない状況が見られます。

現在、学区を越えて布川小学校の特別支援学級に在籍する児童が4名ほどおります。このような状況でありますので、21年度の新年度から、文小学校においても、特別支援学級を新設してもらえるように、県教育委員会に強く要望しているところであります。一昨日、やっと要望が通りまして、県の方から予算措置ができましたので、専門的な知識を持つ職員の配置を行いたいと思います。

重ねて、利根中学校の知的障害学級の存続も、1名卒業ということで大変危ぶまれたのですが、存続が許可されました。こちらもそのまま続けていきたいというようなことでございます。ただし、保護者の方には、特別支援学級への入級を希望されない方もいますので、十分な理解を得るために、学校の様子を見学してもらったり、専門医の診断結果を参考にさせていただき、トラブルのないように、就学先の選択を保護者の意志が尊重されるように努めているところでございます。

次に、小中学校での携帯電話の所持と指導対策についてでございますが、利根町においては、以前から学校への持ち込みは禁止しています。よって、学校への持ち込みはありません。ただし、中学校で一部下校後の安全のために、親との連絡がとれるように認めております。この場合、登校後に学校で預り、下校後に返却するなどとして、学校での教育活動に支障がないように配慮しております。

携帯電話所持については、小学校では17%、752人中126名でございます。ただ、親と共有とか、兄弟で1台というふうなものも多く、個人で持っているという子供は少ないと思います。中学校では、約半数の生徒が所持しております。

アンケートの調査によりますと、中学生では、夜中、布団の中でメールをやりとりしている生徒も若干いるようでございます。ところで、携帯電話の使用について、家庭で、親との約束事をしているかというふうなことではございますが、その約束事で一番多いことは、

携帯電話の料金が高くなるようにというようなことが一番多いようでございます。そのほか、寝る前に自分の部屋に持っていかないように言っている親も、少数ではございますがおるようです。この辺も、少し寝室には持たせないようにというようなことを指導していきたいなと思っております。

次に、各学校のパソコンについてですが、各学校のパソコンには、フィルタリングがかかっております。ですから、学校のパソコンからいろいろな問題を起こすというようなことはほとんどないのですが、やはり、家庭でご使用されている個人の携帯電話よりいろいろなネット上へ悪質な書き込み等がございます。誹謗中傷による生徒間のトラブルが発生しているのはこれははっきりしてございます。

それからまた、携帯のメールは文字だけですので、どうしても、送信する人は面と向かって相手の顔を見ながら話すよりも、ストレートな言葉や表現をしやすいという弊害があるのかもしれませんが、あるいは絵文字などをつけて表現を和らげるように送信しているかもしれませんが、やはり相手の表情、語気など全体の雰囲気をつかんで会話するより、相手の気持ちを察しながら、自分の言いたいことを表現することが難しく思いますので、大変すれ違いというものが多くなる心配がございます。そのようなことで、ちょっと問題になっているようなことも実質ございます。

このような実態ですので、教育委員会としては、情報教育研修会、これを実施しまして、教職員の研修を行っております。また、子供を守る懇談会においては、携帯電話の危険性について、警察より講師を招いて実施して、学校や地域の方々への協力を要請しているような状況でございます。

それから、学校の生徒に対しては、文部科学省から、ネット上いじめに関する対応マニュアルというものが出ておりまして、そのようなものをもとに、全クラスで情報モラルについての指導を行っております。また、保護者に対しては、PTAの会合等、携帯電話の実態とマナーについての協力を求めたり、講演会を実施、理解と協力をお願いしているところでございます。

また学校から、家庭に対して、お願いの通知を数回出しております。特にお願いしていることを、ちょっとお話ししたいと思います、六つほどございます。

一つは、学校裏サイトというのがございます。そのほかにもいろいろなサイトがございますが、学校裏サイトが今一番危険ですよ。悪口、わけつ、暴力など何でもありのサイトです。裏サイトには絶対入れない、いじめや刑事事件が発生しやすいサイトで、注意してくださいというようなことをいっています。

それから、二つ目として、いわゆるプロフですね、プロフには、特定できる情報、写真、名前、学校名は絶対出さないでほしい。友達の顔写真、名前等も絶対出さない、また人の悪口なども絶対に書かないでほしいというようなこと、このようなことから問題も発生しておりますので、十分家庭などで注意を願っております。

それから、三つ目として、携帯電話にはフィルタリング、携帯ショップで無料でやってくれるそうでございます。フィルタリングをかけてほしいと、ある程度その危険なサイトへの入り込むのを防げることができるということでございます。

それから、四つ目、友達の携帯電話番号やメールアドレスを教えないでほしい、これを教えますと、やはりどんどん広がってまいりますので、そのようなことも注意していきたい。

五つ目、やはり寝室まで携帯電話を持たせないで、それぞれの家庭で約束をしてほしい。夜中は、独自のまた感情的なメールになりやすい、また睡眠不足になりやすく、生活習慣が乱れやすい。始まって2時ごろまで、実際にやっているというふうなこともアンケートのから出ておりますので、その辺も今後も注意していきたいと思っています。

それから最後に、六つ目として、みんなが持っているからではなくて、本当に自分の携帯電話が必要なのかよく話し合って、親が、まだ早いというような勇気も大切なのかなということで親に呼びかけてございます。

なお、既にサイトに書き込まれた悪質な内容については、大変日数がかかったのですが、警察や日本ウェブ協会の指導を仰ぎまして、サイトの管理人により削除してもらっております。ですから今は、開いてもそのようなものは出てこないと思います。また出れば、すぐにそのような処置をして、あわせて生徒にも十分注意を促していきたいなと思っております。

今後とも、安全な携帯の持たせ方、上手な利用の方法について考えていきたいと思っています。ぜひ地域の方々のご協力もお願いしたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 会田瑞穂君。

11番（会田瑞穂君） ただいま、教育長、町長、答弁いただきましたけれども、携帯電話また公用車の管理の仕方は大体わかりました。

それから、この特殊支援学級のことなのですが、特別支援学級や今後の新設の予定というのは、今教育長の方からいただきましたわかりました。そこで、障害児に対する教育委員会の学校支援が重要と思われましても、私は抵触だと思うのですけれども、就学指導委員会の委員長として、子供たちによりよい、就学のかかわりをしておりますけれども、子供たちの障害に合った支援体制を町として構築していく必要があると私は思います。障害児の対応について教育委員会はどのようにしているか伺いたい。

また保護者からの相談や早期対応についてでございますが、障害児を持つ親御さんというのは、子供の成長とともに、いろいろな困難や問題に直面していくと思うのですよ。そこで不安を抱えていると思われる子供の障害には、早期の発見と対応が望ましいと思うのですけれども、これからの町と各学校での保護者の相談体制や早期対応などについて、教育長にお伺いしたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） お答えいたします。

障害児に対する教育委員会の学校支援はどうかというようなことですが、まず先ほど申しましたように、小学校には各学校に生活指導員を配置しております。そして、学習面や生活面の子供の個別的な支援をお願いしております。

それからまた、先ほどから町長の方からも話ありました、布川小学校には新たに教育支援員の配置をしまいたします。それからまた、各学校の特別支援教育のための教材教具の整備等も教育委員会の方で充実も考えていきたいと思っております。

次に、町の会田議員を委員長とする就学指導委員会の委員の方々の中に、養護学校の教員の方にも入っていただいております。そして、一人一人の子供の望ましい就学のあり方を助言していただいております。実際、養護学校との交流会では、本町から養護学校に通う児童生徒と本町の特別支援学級の児童生徒たちと、それから保護者たちが一堂に会しまして、交流を深める交流会を昨年実施いたしました。相互理解に役立っております。

それからあと、各学校には、特別支援コーディネーターなる教員を位置づけてあります。そして教職員の研修や特別支援教育の理解啓発の窓口となるよう働きかけをしておるところでございます。さらに、町の福祉職員の方、それから専門の教員や心理判定員、医師などからなる専門チームによる学校訪問や巡回相談事業など、先進地域の活動を参考にしながら学校の支援体制を構築していきたいと考えておるところでございます。

続いて、保護者の相談体制とか、早期発見というようなご質問でございますが、保護者の就学相談については、教育委員会の指導室が窓口となっております。電話での相談もありますが、大変プライベートな問題でもありますので、日時を決めて相談室等で個別に相談を進めております。

それからまた、各幼稚園や保育園等を巡回しまして、園長先生や担任の先生から子供の情報を得まして、相談に生かす場面などもあります。これは一度ではなくて、複数回の、幼稚園、保育園訪問から、その子に合った就学相談が進められているよう努力しているところであります。

それからまた、健康福祉課の担当の方にも、就学指導委員会のメンバーとして、情報交換を密にして支援体制をつくってきております。

早期の発見につきましては、健康福祉課の方でお願いしますが、教育委員会では、就学時の健康診断の中に、スクリーニングテストというようなものが、そういった簡単な発達検査がありまして、その結果を見て、個別に保護者と相談を進めることもあります。

それからまた、各学校においてですが、障害のある児童生徒は、その障害の特性による学習上、それから生活上の困難を有しているため、周囲の、周りの理解と支援が重要でありまして、生徒指導上も十分な配慮が必要となります。特に、いじめや不登校などの生徒

指導上の諸問題に対しては、表面的にあらわれた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係しているのではないか、関係しているか否か、児童生徒をめぐるその状況について、十分に留意しつつ慎重に対応する必要があります。そのためにも、特別支援教育を推進する組織としては、校内の特別支援教育委員会をつくりまして、障害についての知識を深めるとともに、コーディネーターを初め、それから養護教諭、スクールカウンセラーとも連携して、児童生徒の支援にかかる適切な判断や必要な支援を行う体制を整えておるところでございます。

特に、保護者の方によっては、LD、ADHDとそのような方で大変悩んでいることもあります。普通の知識でもって、例えば、算数数学が非常にできるのですが、国語とかそういったものが全くだめという、これは一体どういうことなのだろうというような、いわゆるLDの特徴ですが、アインシュタインがそうであったというふうにいわれていますが、そのような方も、わからないうちに大変悩まれていることがあります。

それからまた、ある精神科医が言ったことなのですが、だれでも風邪を引くでしょう、心だって風邪を引きます、大丈夫必ず治ります。こういったことも私言われたことがありまして、本当にそういうことが思い出せます。

どうぞ保護者の皆様方は、一人で悩まずに、ご相談いただきたいなど、このように考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 会田瑞穂君。

11番（会田瑞穂君） 町当局のご苦勞、本当にわかります。ご苦勞さまです。また答弁いただきありがとうございました。

これで最後なのですが、企画課長ちょっと、提案ですけれども、公用車の管理、順調にやっているということわかるのですが、町には要するに中長距離的に使うワゴン車10人乗り、8人乗りありますよね、せめてあの車両ぐらひは、職員の方々に、使うときにどうのこうのというのでもいいのですが、要するに契約している給油所に対して、燃料補給に行ったときには、極端な話、ガソリンがなくなつてエンジンとまるだけですけれども、タイヤの空気圧とかそういうものを燃料補給に行けばタイヤの空気圧、補給、点検を黙っていてもやってもらうような感じの文書でお願いとか、そういうのできるものだか、もしできるのだったら、それを進めていけば職員の苦勞も少しは減るのじゃないかなと、そんなこと思われますけれども、課長、いかがでしょうか。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

ただいまご指摘いただきましたことも当然だと思いますけれども、それ以前に、管理しておる立場のものが点検をして確認していくということで、今後やっていきたいと思いま

すのでご理解をお願いします。

議長（岩佐康三君） 会田瑞穂君の質問が終わりました。

続けて、一般質問を行います。

5番通告者、4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） 5番通告、4番白旗でございます。

私は大きく4点ご質問をいたします。

ちょっと風邪を引いて声が悪いかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

まず1番目ですが、物品等の調達方法を抜本的に見直すべきではないか。

平成19年度の町の物品、サービスの調達実績は、ほとんどが随意契約、これは全件数の86%、そして指名競争入札が同じく14%であって、一般競争入札は全く行われておりません。また、一昨年12月の定例会で、私は、ネットによる入札情報の周知を提案したわけですが、現在まで何の回答もいただいておりません。そもそも集中改革プランの実施以来、物品サービスの調達コスト削減にどのような方法をとってきたか、要領よく示していただきたいと思います。これは企画財政課長にお尋ねいたします。

2番目、公民館等の公共施設の使用制限は緩和すべきではないか。

町は、社会教育法第23条を盾にして、住民主催の政治的集会や文化的行事等に公民館を使用することは、しばしば難色を示し、実際に使用を拒むこともありました。しかし、これは町の法解釈が全く間違っているのもあって、速やかにそのような使用制限は改めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。これは教育委員会事務局長にご回答を願います。参考の部分は省略いたします。

3番目、区長制度の見直しが必要ではないか。

区長制度は、町内地域住民と行政をつなぐ従来からの仕組みであります。しかし、現状では二つの大きな問題点があると私は考えます。

一つは、現在の区長制度は、行政の配布物を各戸に配ることが最大の役割であって、住民と行政の相互の意志疎通とそれに基づく政策提言や政策実施といった住民参加の仕組みには実質上なっておりません。

もう一つは、現行の区長制度では、区長報酬と班長報酬がありまして、それぞれが個人に支払われています。これは区のために活動しているほかの人もたくさんいるわけですが、そういった方に対して公平さを欠くものであり、報酬の目的と支払い先を再検討すべきではないかと考えます。

真の住民による行政、住民参加の行政を実現するためには、区長制度も抜本的に見直すべきと考えますが、執行部の意見を伺いたいと思います。これは町長と総務課長にご回答をお願いいたします。

4番目、未曾有の経済危機にかんがみ、町特別職と一般職員の給与の削減を行う考えは

あるか。

私は、昨年3月の定例会において、歳出削減の一環として、またその他の理由を含めて、町長の給料と退職金をもっと減額すべきだと提案しましたが、町長は、この提案に応じませんでした。しかし、昨年秋以降の世界同時不況によって、超優良企業を含む多くの企業が役員報酬や従業員給与の減額を余儀なくされております。利根町も既に財政危機に陥っております。さらなる歳出削減が不可避ではないかと思えます。

人件費の削減は痛みを伴う施策でありますけれども、住民の負担増と行政サービスの低下を極力抑える上で、現時点で最も有効な手段の一つではないかと思えます。来年度の町の人件費抑制策はどのようなものであるかをお伺いします。これは町長にご回答をお願いいたします。

以上です。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、白旗議員の質問にお答えをいたします。

区長制度の見直しについて、お答えをいたしたいと思えます。

現在、議員ご承知のように、町内においては、利根町区長設置に関する条例に基づきまして、町内を37区に分けて、各区に区長、班長をそれぞれ委嘱しておるところでございます。

区長設置の目的は、住民福祉の増進と、地域の自治の推進を図り、町勢の発展に寄与することとしておりまして、これらを円滑に進めていくために設置しているものでございます。また、区長の主な職務といたしましては、行政に関する事務を補助し、区内住民の便宜を図ることや、地域の実情等について意見を述べることなどとしております。ご質問の区長制度の見直しにつきましては、区長、班長、報酬のあり方について、平成21年度中に区長会の中で協議を行っていききたいというふうに考えております。

次に、町特別職と一般職の給与の削減を行う考えはあるのかということですが、現在、人件費の削減や抑制につきましては、平成21年度までの利根町集中改革プランに基づきまして、行政改革を断行しているところでございます。平成21年度の人件費削減策といたしまして、職員給与の3%減額、管理職手当の50%減額及び時間外勤務手当の前年度予算額に対する10%削減を行います。また特別職の給与削減につきましては、平成19年度から、私が20%、教育長が10%の減額を行っているところでございます。さらなる減額をする考えは今のところもっておりません。

以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げたいと思います。

まず12月議会定例会において、ネットによる入札情報の周知について回答がないというようなことでございますけれども、その際に、入札情報の電子公告を行っている自治体の調査を含めた入札関係の検討をしてお答えを申し上げます。

入札情報の電子公告につきましては、一般競争入札を行う際に、当該自治体において実施しているようでございます。また本町においても現在実施しておりません一般競争入札に付する対象工事の下限額の見直しを行いまして、対象の拡大を図る予定でございます。現在の下限額は、土木工事2億円以上、建築工事3億円以上ということになってございます。

物品とサービスの調達コスト削減にどのような方法をとってきたかというようなことでございますが、事務用品、これは封筒とか消耗品一般でございますけれども、こちらについては、入札によりまして一括購入をしております。また、印刷機のインク、これはコンピューターのプリンターのインク等でございますけれども、特殊なものを除きまして、再生品を一括購入しております。それから、公共施設の維持管理、保守等につきましては、消防設備の点検を除きまして、保守点検業務をまとめまして一括発注しております。

委託業務につきましては、透明性、公平性を確保するために、郵便による入札制度を導入いたしました。その他窓口で行っております電算業務の実施、住民情報系の窓口対応システムについては、この機器でございますが、こちらは再リースを行っております。現在使っておりますのは大体8年から10年使っております、時々故障する機器が出てきているというようなことでございます。また職員が業務で使用しておりますパソコンにつきましては、再リースとなっていたものを購入いたしまして、使用料の節約をしております。それに住民情報系につながっていないシステムについては、こちらも機器でございますが、機器の変更時期に単体で購入する方式に変更しております。この変更によりまして、例えば、50万円程度の機器でありますと、5年で借りますと5年間のうちに大体10万円の差額が出てきます。

今後本庁としましても、物品等の調達やサービスについて、適正な価格で契約を行いまして、それにあわせて調達コストの削減を目指していくというような考えでございます。また町内にあります事業者の経営基盤の強化を支援いたしまして、育成をして、雇用などを確保して、地域経済を活性化していくことが、結果として自主財源の確保にもつながっていくものと考えております。このことから物品等の調達は、公平性や透明性を確保し、適正な価格で調達をしていくとともに、地域経済の活性化につなげていけるよう努めていきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、白旗議員のご質問にお答え申し上げます。

2番目の公民館等の公共施設の使用制限は、緩和すべきではないかというご質問でございますが、公民館は社会教育施設でございます。公民館の行う事業、利用等につきましては、社会教育法第23条により、専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること、また特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為を行ってはならないとしております。さらに、市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならないとしております。

利根町公民館の利用につきましては、現在、主に文化協会に所属している各種団体に利用していただいております。また、近年は、NPOなどが公民館を利用する機会もふえてきております。このため、このような住民活動の広がりに対応し、地域団体の活動を促進する観点から、そのような活動にも公民館を広く認めるような方向となってきております。しかしながら、営利を目的とする企業の展示会、販売会、個人のフリーマーケットなどにつきましては、住民の学習活動等の振興という公民館の設置目的に合致しないため、承認はいたしておりません。

また、政治的中立の観点から、議員さんの当選祝賀会や、政治パーティー、政党、政治団体、後援会等の打ち合わせの会議などにつきましても、公民館の設置目的に合致しないため承認をしないこととしております。

社会教育施設の使用につきましては、社会教育法第23条の制限をご理解いただいた中で、今後も住民の教養、資質の向上のための事業、活動等にご利用いただければと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、区長制度の見直しをする考えはということについてお答えいたします。

平成15年11月の政府の地方制度調査会の方で、今後の地方自治制度のあり方に関する答申を内閣総理大臣の方に出しております。その中で、基礎自治体、これは市町村でございますが、基礎自治体における住民自治充実や、行政と住民との協働推進のための新しい仕組みとして、地域自治組織の制度化というものをうたっております。これは基礎自治体の一定の区域を単位として、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきであるとしたものでございます。

この制度は、一般的な制度ですね、としての地域自治組織は、住民に身近なところで、住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能と、また住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民や地域の諸団体が協働して担う地域づくりの場としての機能を有するもの

として地域自治組織を組織するというような形で答申が出ております。こういった答申も出ておりますので、今後、区長会の毎年行っています研修会等を通して、こういったところも話し合っていきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君。

4番（白旗 修君） 私の質問の通告順に2回目の質問をさせていただきます。

まず、物品等の調達方法についてでございますけれども、私は、この町の物品調達の、サービスも含めて、一番問題点は、周知をさせる、つまり多くの業者に働きかけて、一生懸命、一番質がよくて安いサービス、物品を探すという努力が非常に欠けていると私は思います。その一つの非常に有効なツールとして今ではこのインターネットがあるわけですが。

先ほど、課長はそういう答弁をされましたけれども、現実の問題として、足かけ3年、丸1年以上たっても、具体的にインターネットを使ったものというものはないわけですね。やはり多くのところに周知させるということは非常に大事なことで、その点で具体的な方策が全然できていない。

要するに、私から言わせると、調達をするというのは、日本語では物を取りそろえて、欲しい人にあげるというような意味なのですが、英語ではプロキュアメントといますが、プロキュアメントというのは、一生懸命苦労して探し出して手に入れるということがプロキュアメントなのです。この町のやっていることは調達であってプロキュアメントじゃない、要するに、非常にそういう努力が足りないわけです。

具体的なレベルで、現在、登録申請をインターネットで一応やるようになっていますが、2年の1回しか受け付けない、そういうやり方が業者を参入させる障壁になっていると思いますが、それはどうでしょうか、お伺いしたい。

それから、2番目の公民館の公共施設の使用制限、これは、社会教育法の書いてあることが、私が指摘したように全く解釈が間違っています。文科省が言っていることは、公民館もいろいろの政治団体に貸していいですよ、はっきり言っています。じかに私は聞いてきました。要するに、特定の政党あるいは政治家にだけ貸しちゃいけませんよというのであって、文科省の言い分は、住民自治のためにも、あるいは政治のことをよく住民が、あるいは国民がよく知るためにも、そういう場を地方自治体が積極的に提供することは大事なことであって、公民館がそういう場になることは一向に差し支えない。だから、討論会とかそういうものをどんどんやればいい。ただし、ある党だけ、ある政治家だけにやってはいけまんよというだけの話であって、そういうことを言っています。

それから、営利のものに貸さないというのも、どこまでが営利かどうかというこれはわからない。その判断の尺度が非常にはっきりしません。昨年も、ある団体が、ジャズコンサートをやるうとしたときに大分もめたようですけれども、ああいうものが本当に金もつけのためにやっているものかどうかは良識的にわかるところでありますけれども、要する

に、変な規則で、できるだけやらせないようにやっていたように思います。そういう教育委員会の考え方が真っ向から間違っているのではないかと、それを直す気があるのかどうか、このことをお伺いしたい。

それから、3番目、区長制度の問題につきましては、この21年度に見直しをするという町長のご答弁で、それはそれで結構だと思います。現実の問題として、これまで何十年も区長制度をやっていましたが、本当に、回覧の配付、配付物の配付、それ以外にどれだけのことをやってきたか、もちろん地元の区長さんから、道路を直してくれとか何とかそういうのはありますけれども、いわゆる町政に対する政策提言とかそういうことはやられてこなかったと私は思って見ております。そういうようなことを促進する方法を町としてはお考えなのかどうか、その点をお伺いしたい。

それから、4番目につきましては、昨年度と同じようなお答えでしたけれども、これは実際問題、この集中改革プランで相当成果を上げているというようなことをおっしゃっております。それで「広報とね」にも集中改革プランの成果を取り上げておりますけれども、しかし、集中改革プランというのは、私が前にも申しましたように、財務会計と連動していないのです。だから集中改革プランで人件費が何ぼ減ったといっても、財務会計的に見ると、財務会計の書式の中の人件費が年々どれだけ減っているかという問題が大事な問題なのです。これはくしくも、あす守谷議員も取り上げるようですけれども。

この集中改革プランではなくて、財政健全化プランというのがもう一つ、これは財政、企画財政課でつくっております。その数字で見ますと、例えば、平成18年度は、財政健全化プランは13億4,000万円の目標でありましたけれども、決算は13億9,000万円です。これは普通会計です。一般会計と霊園会計だけ、ほかのところの人件費は除いてあります。その財政健全化プランを普通会計で出てきています。それから平成19年度は、健全化プランの目標が12億6,500万円に対して決算は12億6,200万円、つまり300万円だけ黒字、目標達成しているのです。達成率は0.2%です。平成20年度、まだ決算をもらっていませんからわかりませんが、予算ベースでいいますと、健全化プランでは11億8,400万円の人件費の予定のものが、予算では12億8,400万円、約1億円の未達成なのです。それから平成21年度は、これも予算ベースですけれども、健全化プランでは11億4,800万円と出ておりますけれども、決算は12億6,800万円です。つまり1億2,000万円未達成なのです。

財政改革の一番大きなウエートを占めているのはこの人件費です。人件費が非常に大きい、それから物品なんかも大きいのですが。そういうところが1億円も2億円も未達成で、これで果たして財政改革ができているといえるのでしょうか。もちろんほかの費目につきましては、税制の改正であるとか、税源移譲であるとか、住民税それから交付税なんか数字が変わってくるのはわかります。しかし人件費は、人件費の削減目標というのは、あるいは達成目標というのは変わらないはずで、目標が変動することは基本的にはないはず、それが実際の決算と比べてみますと未達成が非常に多い、こういう状態で、果たして財政

改革ができていのかどうか、だからこそ、もう少し人件費について考えなければいけないのじゃないかと私は申し上げているわけです。その点についてお考えをお聞きしたいと思います。2問目を終わります。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど、入札参加資格者の名簿の登録の関係で、2年に1回しかしてこなかったことが、新規の事業者さんの参加を妨げているというようなご指摘だったと思います。

入札参加資格の登録につきましては、本年も2月2日から3月2日まで、郵送によりまして、平成21年それから22年度の登録の申請を受け付けをいたしました。これは今後21年、22年度2年間使っていくものでございます。これから資格審査を行いまして、登録の手続に入るということでございます。

今までも、新規に起業した方、あるいは登録がない、例えば、物品を調達するに当たって登録がなくて買えないというような場合には、新規で登録を行ってきたところでございます。今後におきましては、21、22年につきましては、年の中間におきまして、追加登録をいたしまして、その事業者さんの追加の登録を行っていきたいと、そのように考えております。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） お答え申し上げます。

社会教育法の解釈についてということで、社会教育法第23条の基本的な考え方といたしましては、公民館が公共性を固持していることから、住民に公平、平等な開かれた施設運営が求められるという考え方でございます。また、社会教育法は、社会教育活動の全面にわたって、これを規制しようとするものではございません。しかしながら、社会教育の重要な分野を保障しようとするのが社会教育法、成果のねらいといわれます。

社会教育法の第23条の解釈として、千葉県教育委員会教育長あての国からの回答がございいます。公民館の施設を特定政党の利害に関する事業のために、当該特定政党に貸すことは、社会教育法第23条第1項、第2号の規定に該当するかという設問に対して、国は次のように回答されております。

特定政党に貸すという事実のみをもって、直ちに、社会教育法第23条第1項第2号に該当するとはいえません。しかし、当該事業の目的及び内容が特定の政党の利害にのみ関するものであって、社会教育の施設としての目的及び性格にふさわしくないと認められるものである場合、またはこれに該当しないものであっても、当該使用が一般の利用とは異なった特異的な利用もしくは特別に不利益な利用にわたるものである場合、もしくは以上の場合に該当しないものであっても、特定の政党にその利用が偏するものである場合には、

いずれも社会教育法第23条第2号の規定に該当すると解せられるという回答をしております。

いずれにいたしましても、現在、利根町におきましては、良好な状態での公民館運営がなされておりますので、今後もこれを維持していきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、答弁いたします。

先ほど、町長答弁の中で、報酬を21年度中に見直しすると言ったと議員おっしゃっていますが、21年度中に報酬について区長会と協議をします。それで、各自治会、それから町内会各区、そういったもの37町内にあるわけですが、これらの自治組織というのは規定に基づく組織というようなことで、区長設置条例で、これに基づいて依頼されているわけございまして、議員がおっしゃる住民による行政、また住民参加の行政、そういった行政と住民とが密着したものであるということで改正、改められないかと、見直しできないかということに通じます。それにはやはり、区長さん方とまた議員の皆様方にもご理解をいただいて、この区長設置条例、こちらの方も改正していかなければなりませんので、その点よく区長会の研修等でも話し合っていていただいて、皆さんご理解のもとに改正するのであれば、改正するような方向で進めていきたいと話しております。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

4番目の人件費の削減が、集中改革プランあるいは財政健全化プランのプランどおりになっていないというようなことで数字のご指摘ございました。この人件費の見直しをするのかということによろしいのですか。集中改革プラン、それから財政健全化プラン、それぞれ平成21年、22年度の計画の経緯がございます。その計画の目標が達成できるように、今後とも進めていきたい、そのように思います。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君。

4番（白旗 修君） それでは、3回目の質問に入ります。

まず私の質問の1番目でございますけれども、相変わらず2年に1回申請を受け付けるというやり方を今後もやるというお話ですけれども、これはいつでも参入して、いつでも入札できると、応札できるという仕組みに改めない限り、高どまりになるということになると思います。事実私が調べたところでは、相当にある物品の調達につきまして割高であることが判明しております。

しかも、私が、これはやや余談になりますが、この業者登録システムのために、平成20年度、19年度ですか、2年に1回のあれに約300万円くらいお金使っているのです。1,700社くらい登録しております。その中で、実際に使っている業者は3分の1しかない、つま

り1,000社くらいはただ登録して終りなのです。その登録の参加料で何十万円かかる、しかも今言ったように業者を制限する働きをもっている。そんなばかなことをいつまでやっているのですかということをおしは言いたい。

ですから、早急に、いつでも応札できる仕組みに切りかえて、いつでも入札できるように、業者が応札できるように、そういう仕組みに来年度じゅうやっていたきたいのですが、そういうことをするかどうかお答えいただきたい。

それから、もう一つ、地元育成と、地元産業育成、これは私もそのとおりだと思います。ただし、今のやり方は、少なくともある業種につきましていえば、地元産業の育成というのは、やはり競争させないとだめなのです、何事も。競争させないで保護ばかりしているから高どまりで業者が受注しているという現実があります。それは、地元産業を育成するのではやはり一度本当に競争させなければいけないのです、ある程度。少なくともある程度。まるっきりお相撲さんと幼稚園と相撲させるようなそういうことをやってはいけないのですけれども、もう少し競争的状况の中で地元産業を育成するというので、私はそういうふうにはやっていないと思いますが、どうでしょうか。

2番目、相変わらず特定政党とかそういうことにこだわっていますけれども、全く回答になっていませんね。少なくとも私は文科省に直接聞きに行ったのです。私の言った答えをしておりました。特定の政党だけに貸していればそうなります。でも、何党であろうと、申し込みがあればどんどん受け付けてやればいいじゃないですか、できるだけ公民館に限らず各種の施設を回転をよくして収益を上げた方がよろしいわけでしょう。利益という言葉を使っただけじゃなく収入でもいいです。そういう努力は全然しないで、わけのわからない、ある政党とか、そういうものには貸さないと、そういうことにこだわっている発想が全く間違っていると思います。

今、非常によく公民館の運営はされているとおっしゃいましたけれども、全くなっていませんね、私から言わせると。まず第一に、大きな公共施設は、こういう住民のための施設が大きくわけて4カ所あります。公民館、生涯学習センター、コミュニティセンター、それから町のホールもありますけれども、それぞれについて、本当に有効活用して、皆さんが住民が喜んで使えるような仕組みになっているか、なっていませんね。今の利用目的との関係もあります。生涯学習センターでは、政治家の演説会やっているのです。ご承知のように。なぜ公民館でやれないのですか。住民にとっては自分の近くのコミュニティーの施設を使いたいだけなのです。あるいはできるだけそのときの目的に合ったホールを使いたいだけなのです。何で公民館は社会教育の、生涯学習センターはそうじゃないからと貸せるとか、そんな区別を住民はやりますか、やっていないです。やはり町民のためを考えるならば、こういった三つ四つの施設は全く同じ条件で貸すべきでしょう。それで、うまくやっているなんてとんでもない間違いだと私は思います。

それから、もう一つ申し上げますと、この四つの施設、町のホールを除いて言いまして

も三つあるのですけれども、これの利用料金、利用区分がばらばらなのです。今言ったように、まず利用目的からいうと、生涯学習センターは何やってもいいのです。何やってもいいというのはちょっと語弊がありますがけれども、要するに非常に自由に使えるのです。営利目的のことに貸しているのです。NTTのフレッツひかりの宣伝にも使っています。でも公民館じゃ使っちゃいけないのです。でも文地区の人は公民館でやってもらった方がいいでしょう。そういうばかげた区分をなぜやるのですかというの、私が言いたいわけです。

それから、お金の問題ですが、公民館と生涯学習センターは教育委員会の方で管理責任があるらしいのですが、ここは料金が時間帯、午前、午後、夜で値段がそれぞれあるのです。午前は9時から12時、この9時から12時の間、3時間単位でしか貸さない、1時間だけ貸してくれても3時間分取られるのです。ところが、コミュニティセンターは、時間単位で貸してくれるのです。そんなばかげたことはありません。東文間地区の人が1時間だけ会議に使いたいというときに3時間分払われるのです。そんなばかげたやり方を住民のためにやっているといえるのでしょうか。ですから、公民館は、どうもこの財政の予算書決算書を見ても総務課かどこかに所属しているようです。そんなことは町の勝手でしょう。住民の立場からいえば、自分の住むところに近いもの、自分の目的に合った施設のあるところに行くだけの話なのです。それで料金が、だからコミュニティセンターは非常に使いやすい、そういう意味では安い、こういうようなばかげたことを何十年もやっているのです。そういうことをやっておきながら、施設の運営はうまくやっています、私から言わせればとんでもない話だと、すぐ改める気があるかどうか、お答えいただきたい。

それから、四つ目の人件費の問題ですが、先ほどから、前から申し上げているのですが、集中化プランをつくったグループと、財政再建プランをつくったグループとは、ばらばらなのです。一緒に協議は、若干はしているでしょうけれどもばらばらなのです。私たちが町の財政がいいのか悪いのかというのは何で見るか、それは財政諸表で見ると、今の公会計でいえば、この決算書、予算書あるいは現金出納分、これはよしあしはわかりませんが、決算書、予算書で見ると、その予算書、決算書の人件費の欄を見ていて、それで昨年度より人数が何ぼで人件費が幾らと、こういう比較対照して、初めて人件費は確かに下がったとか、上がったとか、横ばいだとかとわかるわけですが。

集中改革プランの人件費というのは確かに努力されているのはわかります。でも、財務諸表の立場から見ると人件費は下がっていないのです。むしろ赤字なのです。赤字というか目標を大幅に未達成なのです。

そういうようなことで、「広報とね」では、集中改革プランの結果しか発表していません。なぜ財政再建プランの結果も、実施結果も報告されないのでしょうか、私にはよくわかりませんが、そういう点。もう一度中身を見直して、本当に人件費を、何回も言いますけれども、人件費というものが非常に財政削減のキーポイントになっているわけですから、

これをどこまで下げる、本当の意志があるのか、財政再建プランと同じような改革にもっていきがあるのかどうか、お答えを願いたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） いろいろご指摘をいただきました。まず入札に関して、議員ご指摘のように、大変多くの業者が登録をしております。ただその中で、その金額に応じて、必要に応じて、なるべく近くの業者を数社選んでやっているということです。100社選んだから100社全部その入札に参加させるというような方法はとっておりません。なるべく近くの業者を選んだ中で、その入札をさせている。つまり数社であるけれども、その中で競争はさせているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、公民館云々について私の方から余り口出しはできないのですけれども、公民館法を除けば、今議員おっしゃるように、生涯学習センターと同様に幅広くそれはできます。確かに近くにいる人が近くの建物を使いたい、これは当たり前なのですけれども、建物はその用途によって、目的によって建てられているということをやはり議員もご理解いただかなければならないというふうに思います。

それから、集中改革、財政化プランがばらばらだということでございますが、人件費につきましては、確かに、これは削減というのは難しいです、はっきりいって。一々やめるといってもいきません。皆さんそれぞれ生活費でございますから、そういった中で、今の会計制度にご不満というか、わかりにくい点があるかと思っておりますけれども、平成22年度には公会計に移りますから、少しそのときには、議員ご指摘のような、数字が、細かい点までご理解いただけるような制度になるということでございますので、もう少し時間をいただければというふうに思っております。

それから、あとちょっと細かい点は課長から説明させたいと思います。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） お答え申し上げます。

公民館と生涯学習センター等の施設とは、これは法的に根拠が違っておりますので、先ほど町長も申しましたとおり、使用目的によって用途が変わってくるということでご理解をいただきたいと思います。それと実際の公民館の政治的利用につきましては、近隣自治体におきましても、多種多様でばらばらになっております。

公民館の政治的利用に供する条件につきましては、議員さんご指摘のように、利用が公平、平等であること、それから使用目的、内容が社会教育施設としての性格の範囲内であること、また住民の政治的教養の向上を図ること、としております。これらのことから、今後ともその辺を考慮した中で少し検討していきたいと考えております。

それと、利用料金につきましては、各施設を建てたときのいろいろな問題がございまして、現在、料金が違っております。ということでご理解をいただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど、町長からお話ございましたけれども、入札参加資格につきましては、入札参加資格の名簿の登載を行うに当たりまして、さまざまな審査を行います。その審査等によりまして、契約をする際に当たりまして、不正をした業者あるいは不当な利得を得ようとした業者などが排除され、透明性が確保されて、公正な競争が促進されまして、適正な施行や適正な納品等が行われるというふうに思っております。それで、先ほども申し上げましたが、21年以降につきましては、年の中途におきまして、業者の追加登録を行っていききたいと、そのように思っております。

それと、財政健全化プランについて、今まで結果の公表が一度もなかったというようなお話ございましたが、平成19年度の結果につきましては、集中改革プランの公表の際の一番最後の方でございますけれども、利根町の財政健全化プランについて公表してございます。こちらについては、基金残高が目標になってございまして、見通し額を2億1,000万円上回ります27億1,600万円を確保したということで公表いたしております。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を20分からいたします。

午後4時08分休憩

午後4時20分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第2、議案第30号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第30号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第6号）について、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。

まず1としまして、追加で、款7土木費、事業名が道路新設改良事業でございます。こ

これは平成20年10月30日に、国において決定された景気対策で、地域活性化生活対策臨時交付金事業でございます。平成21年3月4日に財源法案が可決されました。本町としては、地域活性化に資するインフラ整備等を対象とするもので、安心安全な交通空間の整備を進めるものでございます。

整備箇所は、もえぎ野台から県道立崎羽根野線に向かう町道1404号線で、県立龍ヶ崎南高等学校敷地と接している部分が狭隘になっているため、以前から進めてまいりました龍ヶ崎南高等学校敷地内の町持ち分の法定外公共物と茨城県所有地と等価交換をしまして、道路拡幅分の用地として、狭隘部分約300メートルの道路拡幅工事を行うものでございます。この事業が年度内に完了できないことから、7,845万円全額を繰り越すものでございます。

2番目に、変更で、これも国で財源法案が可決されたことによるもので、平成20年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、3月6日に議決をいただきました繰越明許費の定額給付金事業と子育て応援特別手当交付事業経費の事業費に当たる経費について、増額変更するものでございます。定額給付金事業については2億7,192万4,000円増額し、2億8,695万2,000円に、子育て応援特別手当交付事業は、684万円増額し766万5,000円とするものでございます。それぞれの給付等を行うための事業経費で、全額を次年度に繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金で766万5,000円を増額するものでございます。これは、子育て応援特別手当の事務費と交付金を見込んだものでございます。

次に、目4総務費国庫補助金で3億4,326万9,000円を増額するものでございます。内訳でございますが、節4地域活性化生活対策臨時交付金で5,626万7,000円、節5定額給付金給付事業補助金で、事務費と事業費補助金2億7,192万4,000円を見込んだものでございます。また、これらの国庫支出金は、事業完了後に精算をいたすことになってございます。

次に、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で628万円を計上するものでございます。これは今回の補正の財源の不足を補うため繰り入れをするものでございます。

次に、歳出でございます。

8ページをお願いいたします。

款2総務費、目1一般管理費で、2億7,192万4,000円を増額するものでございます。これは定額給付金の給付基準日である2月1日現在の定額給付金受給の予定者とされる者、外国人を含めまして1万8,109人分を見込んだものでございます。

款3民生費、目1児童福祉総務費で、684万円を増額するものでございます。これは対象となるお子さんと、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生れたお子さんのうち、第2子以降のお子さん190人分を見込んだものでございます。

次に、土木費、目4道路新設改良費で7,845万円を計上するものでございます。これは、先ほどご説明申し上げましたが、もえぎ野台から県道立崎羽根野線に向かう町道1404号線で、県立龍ヶ崎南高等学校と接している部分が狭隘になっているため、道路拡幅工事を行うもので、委託料、工事請負費、公有財産購入費、それと補償、補てん及び賠償金を見込んだものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております日程第2、議案第30号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第6号）は、本日は、議案調査のため、説明のみにとどめ、明後日の3月11日に、質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第3、議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番（五十嵐辰雄君）

議員提出議案第1号

平成21年3月9日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者 利根町議会議員 五十嵐 辰 雄

賛成者 同 佐々木 喜 章

賛成者 同 会 田 瑞 穂

利根町議会委員会条例の一部を改正する条例、提案理由の説明を申し上げます。

利根町課等設置条例の一部が改正されたため、改めたいので提案する。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

それでは、利根町議会委員会条例の一部を改正する条例、利根町議会委員会条例（平成元年利根町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「広域行政推進室の所管に属する事項」を削る。

附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

これにつきましては、次のページに参考資料等がありまして、現行と改正案があります。この改正案では、線のところですね、「広域行政推進室の所管に属する事項」の線の部分

を削ります。

以上です。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから議員提出議案第1号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。それでは、議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす3月10日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、あす3月10日は議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回3月11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時31分散会